

高校生・大学生・一般社会人向け



税のはなし

知っておきたい

※ 令和 4 年 12 月 31 日現在の税法にもとづいて作成

令和



5

年度版



令和5年度版発刊にあたって

我々国民が安心して暮らせる社会を作るために税金はなくてはならないものです。

わが国の憲法は「国民主権」「基本的人権の尊重」「平和主義」の三大原則のもとに国民に対して様々な権利を定めています。そしてその行使にあたって負担しなければならない義務の一つとして国民に納税の義務を課し、国に対しては租税の徴収に関し法律の定めに従わなければならない(租税法律主義)等と規定しています。

国や地方公共団体は、国民に様々な公共サービスを提供しており、そのための財源の多くは税金によって賄われています。税金の使われ方と徴収のあり方について、その税を負担する国民(納税者)が平素から関心を持ち、知っておくことはとても大切なことです。

令和元年10月より実施された消費税増税(10%)に伴い、食料品を中心として軽減税率導入をめぐる是非が議論されました。また自然災害(地震・噴火・豪雨等)により被災された方々への救済と復興のための財源の確保や、少子高齢化に伴う社会保障のあり方、国債に依存した財政をいかに健全化させるか等、私たち国民が「豊かで安全で、安心な暮らし」をしていくために、国や地方公共団体が徴税を含め、どのような政策を立てていくのか、しっかりと見守らなくてはなりません。

私たち税理士は、「自らの税金は、自ら計算して納める。」という「国民主権」の最たるものとしての申告納税制度の理念にそって、税理士業務を通じて納税義務者の信頼にこたえ、納税義務の適正な実現を図ることを使命としています。その一環として東京税理士会では、平成16年に高校生・大学生及び社会人向けに「高等学校学習指導要領」に準拠した本書を発行いたしました。以来、改訂を重ね、主に税理士が生徒・学生・一般社会人に対して行う租税教育や、各地で開催される租税教室の教材に供され、現在に至っています。

租税の概略をまとめた本書が、様々な租税教育の現場で活用されるとともに、納税者の方々の租税に対する関心に役立てれば幸いです。

出版にあたりまして、多くの方々に貴重なご意見を賜りましたこと、また、(株)清水書院の皆様には編集から出版まで多大なご協力をいただきましたことに対し、心より感謝申し上げます。

令和5年4月



東京税理士会
租税教育推進部

読者へのメッセージ — 本書の利用方法の説明に代えて

税とは何か、考えてみましょう。

社会のしくみを税の側面から考えてみましょう。

本書から読者の方々へ贈るメッセージは、上記2つです。税の知識をインプットするだけでなく、自分がどう考えるのか、アウトプットするための手がかりとして利用してください。そのために、本書は、知っておきたい税のはなしをやさしい表現により網羅するとともに、以下の項目を活用することといたしました。

コラム : 税に関連した幅広いテーマについてのコラムです。税と社会に対する理解を深め、広い視点で自分の意見を形成することに役立ててください。



体験してみよう

: 税に関連した実社会と同じ様式の書類を読み取ったり、税の計算をしたりする体験コーナーです。身近な題材をワークとして体験することで、^{もうら}能動的に社会と向き合うための活きた知識を手に入れてください。



考えてみよう

: 税に関連した正解が一つとは限らない具体例を用いた問いかけです。本書は正解を用意していません。考え方の一例は提示しますが、それをどのように受け止め自分のものにするのかは読者の方々次第です。

他に、同じような視点から作成された外部教材として、日本税理士会連合会発行の「租税教育講義用テキスト」(<https://www.nichizeiren.or.jp/taxaccount/education/>)があります。

全体像をイメージしたい場合は、そちらに掲載されたシナリオ例をご参照ください。

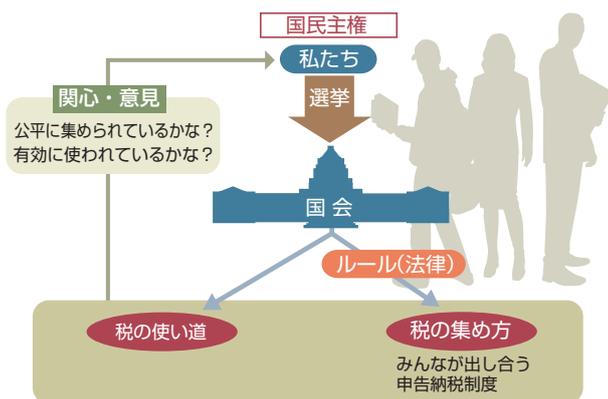
また、左の概念図をご覧ください。

私たちが選挙で選んだ国会議員が、税の使い道や税の集め方をルール(法律)によって決めている、という下に向かう矢印で示された部分がありますね。それらキーワードや手続過程についての知識を身につけることも、税の学習の一面です。

しかし、本書は、その点をメインテーマとはしていません。その続きの、**公平に集められているかな? 有効に使われているかな? 関心・意見を**持ちましょう、という**私たちに**戻っていく矢印部分を掘り下げていくことに特に力点を置いています。

国民主権の社会において、私たち一人一人が主人公です。税とは、社会とは、どうあるべきか、自分自身の話として関心を持ち、意見を持ちましょう。そして、みんなが主人公なのですから人の数だけ意見が異なることもありえます。いろいろな立場から考え、お互いに思いやりを持ってより良い答えは何になるのか、練り上げてください。多面的多角的な思考力・判断力・表現力を身につけましょう。

本書を利用することで、今よりもっと素敵な社会にするためにどうすればよいか、考えるきっかけになるのであれば幸いです。





考えてみよう

租税は誰のためのもの？	5
それ、税金を使うべき公共サービスですか？	6
税金は公共サービスを受けるための会費か？	7
何を考慮して参政権を行使する？	11
公平な税の集め方とはどのようなものだろうか？	12
財政再建に向けて	15
新しい税金を考えてみよう	19
どのような所得の分類がいいのかな？	21
譲渡所得に対する公平な課税方法は？	21
人的控除は誰に適用すべきか？	23
所得の控除か？手当の給付か？公共サービスの無償化か？	23
現在の日本の所得税は公平だろうか？	24
年末調整って本当に必要？	27
異なる立場から見るふるさと納税制度	35
グローバル化する社会で法人税の税率は引き下げるべきか？	38
法人に課税するのは当たり前？	40
食料品に対する消費税の税率は？	43
消費税のかからない取引とは？	44
配偶者についての諸規定の適用対象者は？	46
公平な相続税の課税方法とは？	49
相続税や贈与税を課税する意味	51



体験してみよう

選挙権の行使状況は？	10
日本の財政は？	15
累進課税の計算方法	24
給与明細書を読み取ってみよう	25
年末調整済みの源泉徴収票を読み取ってみよう	29
確定申告書を作成してみよう	31
ふるさと納税をした場合の所得税・住民税	36
消費税のしくみ	42
相続税の計算	48



● 国語の辞典からひろった税に関することば

税 こくひ こうひ しべん：国費・公費支弁（金銭の支払い）のため、国・地方公共団体の権力によって、国民から強制的に徴収する金銭など。

税金 きん：租税として納める金銭。

租税 そぜい：①貢ぎ物。年貢。②国または地方公共団体が、その必要な経費を支弁するために、法律にもとづき国民・住民から強制的に徴収する収入。

課税 かぜい：租税を納税者に割り当てること。また、その割り当てた租税。

非課税 ひかぜい：税金がかからないこと。課税の対象にならないこと。

納税 のうぜい：租税を納付すること。

徴税 ちようぜい：租税を徴収すること。

税収 ぜいしゆう：国や地方公共団体の徴税による収入。

免税 めんぜい：租税の納付義務を免除すること。

負担税 たんぜい：租税を負担すること。

税制 ぜいせい：租税に関する制度。

税法 ぜいほう：租税に関する法規。租税法。

税目 ぜいもく：税金の種目。所得税・酒税・法人税・相続税など。

税源 ぜいげん：租税の支払われる源泉となる所得または財産。

税額 ぜいがく：租税の多寡。課税の金額。

税率 ぜいりつ：租税を割り当てる割合。課税率。

税務 ぜいむ：租税の割り当てや徴収などに関する行政事務。

税関 ぜいかん：国境や外国との船・車・飛行機の発着地において、旅客携帯品や貨物などを検査し、税金を徴収する役所。

増税 ぞうぜい：租税の額を増やすこと。

減税 げんぜい：租税の額を減らすこと。

節税 せつぜい：各種の所得控除や非課税制度を活用して、税金の軽減を図ること。

脱税 だつぜい：納税義務者が義務の履行を怠り、納税額の一部または全部をのがれる行為。

（『広辞苑』などより）



日本における税の歴史

税金という言葉が使われるようになったのは、明治時代になってからです。1873（明治6）年に地租改正が行われて、租税を金銭で納めるように定められました。それまでは、一部に金銭で納めるものもありましたが、米などの農産物、布などの物、ときには自分の労働力を租税として納めていました。そうした日本における租税の歴史を一覧表にまとめてみました。

税の概略年表

時代	社会・経済のできごと	租税に関すること	租税の決定者とおもな使途
弥生時代	<ul style="list-style-type: none"> ・水稲栽培が農耕の基本に ・邪馬台国の卑弥呼、30ほどの小国を統治 	<ul style="list-style-type: none"> ・支配者の出現、租税がはじまる ・租（収穫物の一部）と賦（労役） 	<p>【江戸時代まで】</p> <p>支配者の出現とともに租税はつくられました。封建時代が終わるまでは、各時代の支配者が租税を決め、道路の建設や整備、橋の架設、大寺院の造営などに使っていましたが、これらは公共的な観点というよりも自己の支配の維持のためであり、多くは、かれら支配者（貴族や武士）の生活のために消費されました。また、自己の勢力の拡大をめざした戦費にも使用されました。</p> <p>これに対して支配される側の農民なども、しだいに力もちはじめ、重税や新しい租税負担に対して反対行動をおこすようになりました（土一揆や百姓一揆など）。</p>
飛鳥時代	<p>592年</p> <ul style="list-style-type: none"> ・聖徳太子、憲法十七条制定 ・大化の改新はじまる。新しい税制をめざす ・大宝律令制定、班田収授法はじまる ・銭貨がつけられる 	<ul style="list-style-type: none"> ・農民への重税禁止 	
奈良時代	<p>710年</p> <ul style="list-style-type: none"> ・墾田永年私財法制定、荘園発生 	<ul style="list-style-type: none"> ・口分田 ・租（稲の一部）・庸（労役の代わりに布） ・調（地方の特産物、手工業品） ・雑徭（労役） 	
平安時代	<p>794年</p> <ul style="list-style-type: none"> ・荘園整理令 ・平清盛が太政大臣になる 	<ul style="list-style-type: none"> ・年貢・公事・夫役に変わる 	
鎌倉時代	<p>1185年</p> <ul style="list-style-type: none"> ・源頼朝、諸国に守護・地頭をおく ・鎌倉幕府、徳政令発布 		
室町時代	<p>1338年</p> <ul style="list-style-type: none"> ・室町幕府の成立 ・日明貿易の開始 ・商工業が発達 ・土一揆、徳政一揆の頻発 	<ul style="list-style-type: none"> ・倉役・酒屋役・段銭・棟別銭・関銭などの税がはじまる 	
安土・桃山時代	<p>1573年</p> <ul style="list-style-type: none"> ・太閤検地がはじまる 	<ul style="list-style-type: none"> ・楽市・楽座の制はじまる ・全国的な税制度の成立 	
江戸時代	<p>1603年</p> <ul style="list-style-type: none"> ・江戸幕府の成立 ・江戸幕府、鎖国 ・徳川吉宗、享保の改革 ・松平定信、寛政の改革 ・水野忠邦、天保の改革 ・百姓一揆・打ちこわし 	<ul style="list-style-type: none"> ・農民：年貢（本途物成、五公五民）・小物成・助郷役など ・町人：運上・冥加金など ・年貢徴収法が検見法から定免法へ 	



庸・調を都に運ぶ奈良時代の農民たち（想像図）



年貢を納める江戸時代の農民たち（円山応挙の絵から写す）

時代	社会・経済のできごと	租税に関することから	租税の決定者とおもな使途
明治・大正・昭和時代（前半・戦前）	1868年		
	<ul style="list-style-type: none"> ・明治維新はじまる ・大日本帝国憲法発布 ・日清・日露戦争おこる ・第一次世界大戦はじまる ・関東大震災おこる ・世界恐慌おこる -1929 ・日中戦争はじまる -1937 ・太平洋戦争はじまる -1941 ・終戦 -1945 	<ul style="list-style-type: none"> ・近代的な税制度の成立 地租改正（地価に課税、金納）-1873 所得税 -1887 営業税（事業税） -1896 ・酒税が税収の1位に -1899 相続税 -1905 ・所得税が税収の1位に -1918 ・戦費調達のための増税づく 法人税（所得税から分離） -1940 ・源泉徴収制度はじまる -1940 ・税務代理士法施行 -1942 	<p>【近代・大日本帝国憲法の下】</p> <p>明治維新を経て近代国家への道を歩みはじめた明治時代は、租税も帝国議会で制定された法律によって決定されるようになりました。しかし、主権は天皇にあり、議会の権限には制限がありました。政府は、富国強兵の方針を立て、欧米列強に負けないような軍備をもつためにも多くの租税が使われました。</p>
昭和（後半・戦後）・平成・令和時代	1945年		
	<ul style="list-style-type: none"> ・日本国憲法制定 -1946 ・戦後の民主的改革 ・高度経済成長はじまる ・ドルショックおこる ・バブル経済とその崩壊 ・リーマンショック -2008 ・東日本大震災 -2011 ・新型コロナウイルス感染拡大 -2020 ・東京オリンピック・パラリンピック延期開催 -2021 	<ul style="list-style-type: none"> ・申告納税制度の確立 -1947 ・シャープ勧告による税制改革 -1949 直接税中心 ・税理士法施行 -1951 ・消費税導入（税率3%） -1989 ・消費税率5%に -1997 ・国税電子申告・納税システム（e-Tax）開始 -2004 ・復興特別所得税創設 -2013～2037 ・消費税率8%に -2014 ・消費税10%、軽減税率8%の導入 -2019 ・電子帳簿保存法改正 -2022 ・消費税インボイス制度開始 -2023 	<p>【現代・日本国憲法の下】</p> <p>太平洋戦争終了後、日本国憲法の下、主権は国民にあると宣言され、平和国家の建設と国民の福祉向上のために、国民は自らが選んだ議員で構成される国会を通して租税を決定し、その使い道も決定することができるようになりました。</p> <p>現在では、国・地方公共団体とも財政難となり、公共事業のあり方、社会保障など、租税の使われ方に対する国民の関心が高まっています。</p>



考えてみよう

租税は誰のためのもの？

「租税の決定者とおもな使途」の欄を読んで、私たちが生きる現代において、租税は誰のために使われていると考えますか？理由とともに書きましょう。

コラム アメリカ独立戦争のきっかけは……税金？

イギリスは、新大陸に植民地を開こうとして、1607年のバージニア州を手はじめに、アメリカ各地に植民地を設けました。1754～63年にはフランスとのあいだで植民地争奪戦争がおこり、イギリスが勝利した結果、北アメリカ全土がイギリスの支配下におかれました。

この戦争に莫大な費用をつぎこんだために財政が苦しくなったイギリスは、アメリカに対する統制を強化する目的もあって、1764年から砂糖税・印紙税・茶税などを新設し、アメリカ植民地の人々の反発を買いました。

さらに1773年（日本では江戸時代中ごろ、安永2年）、イギリスは、紅茶の輸入・販売権を東インド会社に独占させて、この紅茶に課税し、イギリスの税収を増やそうとしました。それに反発した植民地の人々は、ボストンの港に停泊していたイギリス東インド会社の船を襲い、茶箱を海中に投げ捨てました。このできごとは、ボストン茶会事件といわれ、この事件が一つのきっかけになり、イギリス本国とアメリカ植民地の対立が本格化して、1775～83年のアメリカ独立戦争へとつながっていったのです。

税とは何か

あなたにとって税とは何でしょうか。わかっているようでわからないといわれている税ですが、私たちの身近にある社会のきまり（ルール）です。いろいろな視点から税とは何かを考えてみましょう。

(1) 税と私たちのかわり

1 私たちの生活と国の役割

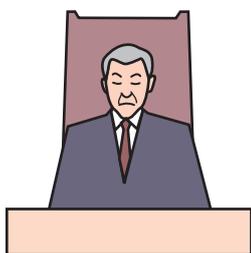
日本国憲法には、私たちが健康で文化的な最低限度の生活をする権利があることが定められています。そして国には、私たちの生活のあらゆる面に、社会福祉や社会保障を充実させ、公衆衛生を向上させて国を営む（福祉国家）ように求めています（憲法第 25 条）。

2 国や地方公共団体が行う公共サービス

国や地方公共団体は福祉社会をめざして、これを維持・発展させる役割を果たすために、民間では供給されにくい公共的なサービスを提供しています。国は外交、裁判、公共事業など、一国の規模で行う仕事を分担し、地方公共団体は教育、保健衛生、上下水道など地域社会に密着した仕事を分担しています。

3 公共サービスの資金と税金

国や地方公共団体がいろいろな公共サービスを提供するためには膨大な資金が必要ですが、何らかの方法で資金を集めなければなりません。そこで、その資金を国民から集めますが、この資金が「税金」なのです。



考えてみよう



それ、税金を使うべき公共サービスですか？

1 公共サービスと民間事業者のサービスの特徴を整理してみましょう。

A・Bのうち該当すると思うものを選択して右の表に記入しましょう。

- 1 他の事業者との競争が（ A ある ・ B ほとんどない ）。
- 2 主として（ A 社会全体 ・ B 自己 ）の利益を追求する。
- 3 （ A 公平 ・ B 効率的 ）なサービスの提供が得意。

	公共サービス	民間事業者
1		
2		
3		

2019年の水道法改正では、地方公共団体の水道施設の運営を民間事業者もできるようになりました。



民間事業者が運営する電車やバスなどの交通機関。採算が取れない赤字路線で、廃止か、税金を使っても維持すべきか、議論が活発になっています。



医療を例にとってみると、風邪などの治療には税金の負担がありますが、インフルエンザ等の予防は自己負担となります。



2 税金を使うべき公共サービスとは何かについて、左の3つの事例を確認しつつ検討してみよう。

日本国憲法

第 25 条【生存権、国の社会的使命】① すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

② 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

(2) 税金の性格

税金には、いくつかの性格があります。主な点をまとめてみましょう。

- 税金は法律に定められた要件を満たす人々すべてに課される、強制的な負担です。
 - 〔 払わないでいると、罰金と同じ性格の加算税や、支払いが遅れた日数に応じて計算された延滞税が、別に課されます。 〕
- 税金は公共サービス等にあてるための資金ですから、税金を支払った人に対する直接的な見返りはありません。
 - 〔 国民生活全体をよくするために課されるものですから、間接的な見返りはありますが、入場料や授業料などと違って直接的な見返りはありません。 〕
- 原則として負担する人の能力に応じて課されます。
 - 〔 多くの場合、収入や所得（▶p.20 Q2）などの、支払い能力に応じて課されます。 〕
- 金銭で納めるのが原則です。
 - 〔 例外的に相続税には物納が認められています。 〕



考えてみよう

税金は公共サービスを受けるための会費か？

税金の使い道である公共サービス。誰を対象にどこまでサービスを提供するべきかにも関心を持つ必要があります。

事例や意見を確認しつつ検討してみましょう。

現在、日本では火事がおきたら消防署が無料で消火活動してくれます。税金を負担していない人にも、消火活動という公共サービスを提供すべきでしょうか？



現在、日本では救急車を無料で利用することができますが、救急時ではないのにタクシー代わりにする目的で安易に利用する例もあるそうです。税金を負担してさえいれば、無制限に救急車という公共サービスを受けていいのでしょうか？



仮にすべての公共サービスが有料となった場合に問題があるのかな。公共サービスを利用する人ほど負担も大きくなるほうが公平だと思います。



税金を公共サービスを受けるための会費ととらえ、なにごとにも直接的な見返りや負担を求める社会になった場合に問題は生じるのでしょうか。

あなたの考えを理由とともに書きましよう。

コラム 税金と会費（サークル会費など）とはどう違う？

民主主義における税金は、国民に保障される自由及び権利を保持するための責任や負担であり、そのために国民は納税の義務を負っています。税金は特定のサービスを受益するための契約にもとづいて支払うものではないのです。会費は一般的にある特定のサービスを受益するために負担を求められるものであり、個々の契約にもとづくものです。

また、税金には富の再配分という機能がありますが、会費にはそのような考え方は馴染みません。



税金は

- ・課される税金の種類やその内容・税率・納付期限などが法律に定められている
- ・税法にもとづいて納税義務者には納税の履行が強制的に求められる
- ・負担能力に応じて個々に税額が異なる
- ・個人個人への直接的な見返りはない
- ・各税法に規定された納税義務者のみが納める

サークル会費は

- ・会費の額や支払日等を会の構成員などが決める
- ・会員だけが負担する任意の費用で、入会や退会が自由にできる
- ・一律同額の場合が多い
- ・個々に直接見返りが受けられる
- ・会員すべてが支払う



▶ 1 財政

国および地方公共団体の経済活動を財政といえます。

(3) 財政に果たす税金の役割

国や地方公共団体はさまざまな財政活動を行っています。この財政活動を支える資金として、税金は、次のような役割を果たしています。

① 資金を集める……公共サービス提供資金の調達

利益を求めて経済活動をする民間では提供することができない公共サービスや、民間よりも充実したサービスを求められる公共サービスなど、財政活動には膨大な資金が必要ですが、この資金を集めるしくみが税金なのです。

② 格差を縮める……所得再分配

資本主義社会では、個人の努力では解決することのできない所得格差や資産格差などの経済的不平等が広がっていく傾向があります。この格差の拡大をそのままにしておくと、犯罪が増えたり、経済が停滞したりするなど多くの社会問題が生じてきます。

そこで、格差を縮めるために所得や資産の多い人からより多くの税金を徴収し、それを財源にして、いろいろな社会保障サービスを行い、国民が健康で文化的な生活を営むことができるように保障するのです。税金は、このように所得や資産の格差を縮め、富を再分配して経済的格差を少なくしていくための役割も果たしています。



③ 景気を調整する……景気調整

国民生活が安定するようにはしていくためには、インフレ・不況などの景気変動は、できるだけ避けなければなりません。そこで国は、景気が過熱したときには増税をして国民の財布のひもを締めさせ、消費や投資を抑えるようにします。その逆に景気が悪いときには減税をし、消費や投資が活発になるようにします。これを景気調整といいます。

また、^{ちょうか りいしんぜいりつ▶2}超過累進税率のしくみをもっている税制では、景気調整のためにわざわざ増税や減税をしなくても、自然に景気を整えるはたらきをします。たとえば景気が過熱しているときには国民の財布がふくらみますが、超過累進税率によって税金が増える割合の方が多いので、国民の財布は思ったほどふくらみません。その逆に景気が悪いときには国民の財布はしぼみませんが、税金が減る割合の方が多いので、減税したのとおなじような効果になって、景気の回復に役立ちます。これを自動景気調整機能といいます。

▶ 2 超過累進税率

課税される金額が大きくなるにしたがって、税率が段階的に高くなっていきます。これを単に累進税率ともいいません (p.24 参照)。

日本国憲法

第 13 条【個人の尊重と公共の福祉】すべて国民は、個人として尊重される。

生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第 29 条【財産権】① 財産権は、これを侵してはならない。

② 財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。(③略)

第 30 条【納税の義務】国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ。

第 84 条【租税法律主義】あらたに租税を課し、又は現行の租税を変更するには、法律又は法律の定める条件によることを必要とする。

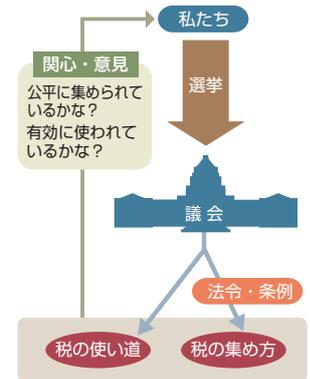
税金はどのように決められるか

国民には納税の義務があります。そして、税金は私たちが働いて得た収入や大切な財産に深くかかわってくるものです。税金をどのように決め、どのように負担するのがよいか。租税の歴史の中から築きあげられた基本的な二つのルールについて、日本国憲法に照らし見てみます。

(1) 法律にもとづいて納めるというルール (租税法律主義)

日本国憲法は第30条に、「国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ」と定め、さらに第84条に、「あらたに租税を課し、又は現行の租税を変更するには、法律又は法律の定める条件によることを必要とする」と定めています。この二つの条文は、私たちが納める税金は国民(住民)によって選ばれた議会(立法府)が定めた法律や条例によってのみ課され、国や地方公共団体は法律や条例の定めにもとづいてのみ税金を課す、ということを保障したものです。このことを「租税法律主義」といいます。

地方税については地方議会が条例(国の法律にあたるもの)によって定めるところから、租税法律主義と同じ意味で「租税条例主義」といっています。



～ 法律はわかりやすく ～

法律のつくり方についてもルールがあります。条文の意味が、はっきりわかるように明確に定めなさいというルールです。抽象的な決め方や曖昧な表現だと、何を決めているのかわからなくなり、法律で定める意味が薄れてしまうからです。

税に関する法律や条例では、下のような5つの大切な要素が定められています。

①課税主体	課税権にもとづいて税金を課し、徴収する国と地方公共団体
②課税物件 (課税客体)	税金がかかる対象となる物、行為または事実など。対象が国税の場合は「課税物件」、地方税の場合は「課税客体」という。
③納税義務者	納税義務があると定められた個人または法人
④課税標準	課税物件を具体的に数量または金額で表したもの
⑤税率	課税標準に対して適用される税額の割合。一定の金額による場合と、一定の率による場合があります。 税額 = 課税標準 × 税率

このほかにも、「どのようにして納めるか」、「いつまでに納めるか」、また、「期限までに納められないときはどうするか」というようなことも定められています。このような事柄は、国民やその地域の住民の総意にもとづいたルールといえるでしょう。

税はみんなで出し合うものですから、「公平・中立・簡素」であることが税制を構築する上での基本原則となります。

「公平・中立・簡素」は、常にすべてが同時に満たされるものではなく、一つの原則を重視すれば他の原則をある程度損なうことにならざるを得ないというトレード・オフの関係に立つ場合もあります。

コラム 参政権について

参政権とは政治に参加する権利の総称をいいますが、代表的な権利として選挙権、被選挙権を挙げることができます。このうち選挙権とは、国会議員など公職に就くものを選ぶ選挙で投票できる権利をいいます。

2016年以降日本国民である18歳以上の男女は選挙権を得ることができますが、かつては男子で一定額以上の納税をした者のみに選挙権が与えられていた時代もありました。現在のように平等に投票できるようになるまでには、長い年月と多くの人々の努力があったのです。

国民一人一人に平等に割り当てられている現在の選挙権ですが、全く問題がないわけではありません。たとえば一票の格差が広がったり、投票率が低かったりすると国民の意思表示が正

しく反映されない場合があるからです。

私たちは日本国憲法のもと民主主義社会で暮らしています。民主主義社会においては、国民一人一人の意思の集まりでもって物事を決めることが原則です。日本国憲法では、国民は選挙により選ばれた代表者を通じて国政に参加するしくみを定めています。国民は選挙により選ばれた国会議員を通じ、社会と主体的に関わっているといえます。

この社会との関わりにおいて重要なところは、民主主義社会の本質である個人の尊厳と人権の尊重の実現は、選挙を通じてなされるという点であり、国民が政治に参加する権利、すなわち参政権は民主主義社会の基盤をなす権利であるといえます。

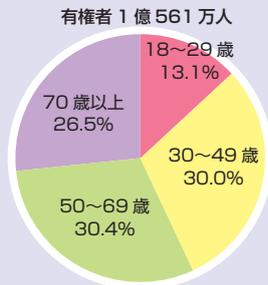
体験してみよう



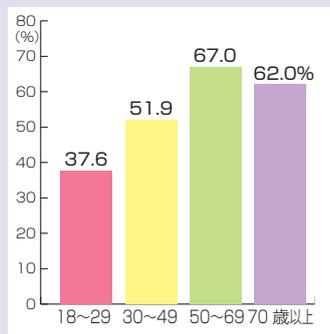
選挙権の行使状況は？

次の資料は、第49回衆議院議員総選挙（2021年）におけるデータをまとめたものです。

①年代別有権者の割合



②年代別投票率



① ② 総務省資料、抽出調査より作成

③年代別投票の際に考慮したことから (③ 明るい選挙推進協会公開資料)

	18～29歳 (%)	30～49歳 (%)	50～69歳 (%)	70歳以上 (%)
1 景気対策	43.5	景気対策 57.3	医療・介護 56.5	医療・介護 63.9
2 子育て・教育	39.5	子育て・教育 51.7	景気対策 55.7	年金 55.4
3 コロナ対策	34.7	医療・介護 42.5	コロナ対策 42.9	景気対策 46.1
4 医療・介護	25.0	コロナ対策 33.5	年金 41.1	コロナ対策 43.9
5 雇用対策	21.0	雇用対策 28.6	子育て・教育 29.2	子育て・教育 27.5
6 年金	17.7	年金 24.0	雇用対策 26.7	外交・防衛 24.0
7 財政再建	16.1	消費税 19.2	財政再建 23.4	消費税 22.9
8 男女共同参画*	15.3	財政再建 18.2	原発・エネルギー 18.1	財政再建 21.2
9 消費税	12.9	外交・防衛 13.8	外交・防衛 18.1	原発・エネルギー 19.7
10 憲法改正	8.9	防災対策 10.0	消費税 17.7	防災対策 19.5

*男女共同参画は「男女共同参画/ジェンダー平等」を示す。



年代別有権者数の割合と年代別投票率から計算した場合、18～29歳の投票者数は何万人になるでしょうか？

また、70歳以上の投票者数は何万人になるでしょうか？ 投票者数の差も計算してみましょう。

18～29歳 有権者1億561万人 × その年代 ()% × 投票率 ()% = [] 万人
 70歳以上 有権者1億561万人 × その年代 ()% × 投票率 ()% = [] 万人
 投票者数の差 [] 万人

コラム 「国民やその地域の住民の総意にもとづいたルール」を目指すには

① 若者と高齢者との間の問題：シルバー民主主義

シルバー民主主義とは、高齢者などの声が強く反映されている民主主義をいいます。

日本では2000年代後半から有権者に占める高齢者の比率が急上昇する一方で、20代～30代の有権者の投票率が低く、政治家にとって「高齢者の声」を優先すべき状況が続いています。

具体的な影響として、税金の使い道の選び方について検討しましょう。たとえば多くの自治体において教育施設よりも高齢者向け施設の建設が、子育て世代向けよりも高齢者向けのイベ

ント支援が優先される傾向が見られます。また年金、医療、介護など高齢者向けの支出が増える一方で、子育て世代や経済的に不安定な若者への支援の進行具合は緩やかです。

シルバー民主主義は高齢者と若者の間の格差を広げ、若者の、ひいては日本全体の活力をそいでいるという指摘もあります。政府は選挙権が得られる年齢を引き下げるなどの対策を実施していますが、現時点で有効性は認められていません。

② 現在の世代と未来の世代との間の問題：世代間の公平

世代間の公平を考える上では、異なる世代を比較して負担の公平が保たれているかという観点と、それぞれの世代の受益と負担のバランスが保たれているかという観点、その両方から考える必要があります。

たとえば、医療、年金、介護サービスなどの社会保障について世代間格差が論じられています。現行の公的年金のように世代間にわたる所得移転を基礎とする制度では、負担と受益に関して世代間で大きな不均衡が生じることが問題視されています。特に少子高齢化が進むにつれ、若い世代ほど受け取る年金額に比べて負担が大きくなる現行制度では、世代間の負担と受益についての公平性が保たれないという考え方が大きく取り上げられるようになってきました。

また、財政についても公債残高約1,026兆円、長期債務残高約1,244兆円（令和4年度末見込み）と積み上がった多額な借金の返済は未来世代に引継がれることとなります。

負担と受益の公平性については、新たな社会保障制度の構築、税制度の見直し、所得の再配分などを中心課題として、国民全体で議論し選択していかなければなりません。

世代間の公平は、社会保障や経済についてだけでなく、地球温暖化などの環境問題についても考えていく必要があります。過去世代、現在世代、未来世代という同時に存在しない世代間の権利や義務を論じるときに、「未来世代の生存権を保障する責任が現在世代にある」という考え方が議論の基礎にあることを忘れてはなりません。

公平に対する考え方は立場が変わると変化することもあります。公平観は人によってまた時代によって異なることが少なくないため、世代間の公平性を確立することは簡単ではありません。公平な秩序ある社会を構築するために、ここにも「思いやり」の心が必要です。



考えてみよう

何を考慮して参政権を行使する？

ここまで、租税法律主義の意義を確認するとともに、税金の使い道や集め方を決める上での優先順位は人それぞれの立場で異なっていることを確認してきました。

左ページの「年代別投票の際に考慮したことから」も参考にしながら、あなたが何を考慮して参政権を行使しようと考えるか、理由とともに書きましょう。

日本国憲法

第14条【法の下での平等】① すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。（②～③略）

第15条【公務員の選定・罷免権】① 公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。（②～④略）

(2) 公平な負担にするというルール (公平負担の原則)

日本国憲法第14条第1項は、私たちがすべて法の下に平等に取り扱われる権利があることを保障し、それとともに不合理な差別を禁止しているといわれています。これは税金の法律をつくるときに負担のしかたを決める場合にもあてはまることです。形のうえの平等ばかりではなく、実質的にも公平でかつ平等な負担になるように定めることを必要とします。これを「**公平負担の原則 (租税公平主義)**」といいます。

1 誰が税金を負担するのか

みんなで出し合う税金。「みんな」にどのように配分すれば公平なのでしょう？

その人が受ける公的な保護や利益の大きさに応じて税金の負担を配分することが公平であるという考え方があります。この考え方を**応益負担の原則**といいます。この考え方の難しいところは、誰が、どのような公的な利益を、どのような大きさに受けているといえるのか、その判定が難しいことです。

他方、その人の税金を負担する能力 (**担税力**) に応じて、税金の負担を配分することが公平であるという考え方もあります。この考え方を**応能負担の原則**といいます。担税力は、所得、財産、消費の大きさによって測られます。

2 水平的公平と垂直的公平

公平な負担を実現するのはたいへん難しいことです。おなじ経済力の人におなじ負担になるように、たとえば300の所得の人の税金が30なら、300の所得の人は等しく30になるように形式的公平をはかる必要があります。これを**水平的公平**といいます。

さらに、おなじ10%の負担でも、所得1,000の人と100の人では負担感が違います。1,000の人は900、100の人は90手元に残りますが、生活のために90が必要な場合、100の人は生活以外は何も使えないからです。そこで、経済力のある人には200あるいは300とより多くの負担を求め、**累進課税**で実質的な公平をはかる必要があります。これを**垂直的公平**といいます。公平な負担を実現するためには、水平的公平と垂直的公平がともに満たされることが大切です。

なお、累進課税は富の再分配をはかるはたらきがありますが、所得の多い人ほど税金の負担が大きくなるために、累進度がつよすぎると「働く意欲をなくす」という意見があります。国民が望む税金の累進度については、国民の代表である国会をとおして反映されることとなります。

▶ 1 累進課税

累進税率を用いて課税する税制。支払い能力に応じて税金を負担するしくみで、主として直接税に取り入れられています (p.24 参照)。

考えてみよう



公平な税の集め方とはどのようなものだろうか？

人それぞれの負担の程度を、どのような尺度で、どのようにしたらもっとも公平な負担といえるかは、簡単には答えの出せない問題です。そこで次の事例について考えてみましょう。

	持っているお金	①の案	②の案	③の案	自分の案
Aさん	7,000万円	1,000万円	3,000万円	1,500万円	[]円
Bさん	2,500万円	1,000万円	0円	1,500万円	[]円
Cさん	500万円	1,000万円	0円	0円	[]円
合計	1億円	3,000万円	3,000万円	3,000万円	3,000万円

Aさん、Bさん、Cさんが住んでいる町に、図書館を建てることになりました。そのためには3,000万円が必要です。Aさん、Bさん、Cさんからいくらずつお金を集めたらよいでしょうか？

(1) 国と地方の予算

国および地方公共団体の収入と支出にかかわる事務は、毎年4月から翌年3月までの会計年度という期間で行われます。この1年間の収入を「歳入」、支出を「歳出」といいます。歳入・歳出の一会計年度の見積もりが「予算」です（▶内訳は p.14）。

国の場合、内閣が翌会計年度の予算案を作成して、国会に提出し、その審議・議決を経たうえで執行することになっています。また、一会計年度が終了すると、歳入・歳出の実績を数値で表した決算が作成され、会計検査院の検査・確認を経た後、内閣から国会へ提出されることになっています。

地方公共団体の場合、それぞれの長が翌会計年度の予算案を作成して、議会に提出し、議会の審議・議決を経て、執行することになっています。一会計年度が終了すると、決算を議会に提出します。



(2) 財政支出のコントロール

国会は、国の財政支出に対するコントロールを、予算を審議することで行います。

予算の編成や執行が適切・有効に行われたかどうかチェックし、その結果を次の予算編成や執行に反映させることは、国の財政活動を健全に維持していくために重要なことです。

しかし現代は、社会政策、不況対策、産業・経済対策など国家の活動も活発で、それにともなって、財政規模がいちじるしく増大し、複雑になっています。国会での予算コントロールも難しくなってきました。誰がみても実態や全貌を確かめることができるようなわかりやすい予算が組まれるように関心を強めていくことが、民主主義の望ましいあり方といえるでしょう。

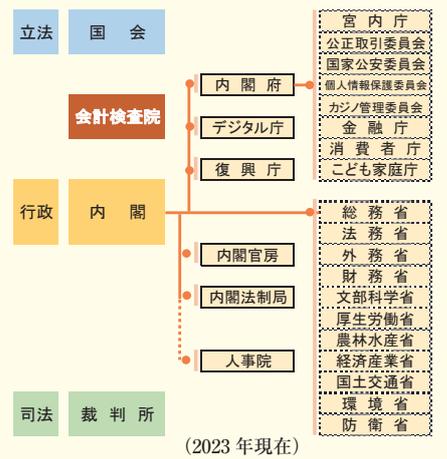
コラム 会計検査院とは

会計検査院は、国の財政に関する収入（歳入）・支出（歳出）の決算の検査、会計・経理の監督などを行う国の行政機関で、憲法および会計検査院法にもとづいて設けられたものです。

会計検査院は意思決定を行う検査官会議と検査を実施する事務総局で組織され

ています。憲法で定められた独立機関としてどこからも支配や干渉を受けていない組織です（右図参照）。十分かつ大胆な検査を行うことが期待されています。

令和2年度に会計検査院が税金の無駄遣いや不正支出を指摘したのは210件で、指摘金額は2,108億7,231万円でした。



日本国憲法

第90条【会計検査】① 国の収入支出の決算は、すべて毎年会計検査院がこれを検査し、内閣は、次の年度に、その検査報告とともに、これを国会に提出しなければならない。(②略)

第91条【財政状況の報告】内閣は、国会及び国民に対し、定期に、少なくとも毎年1回、国の財政状況について報告しなければならない。

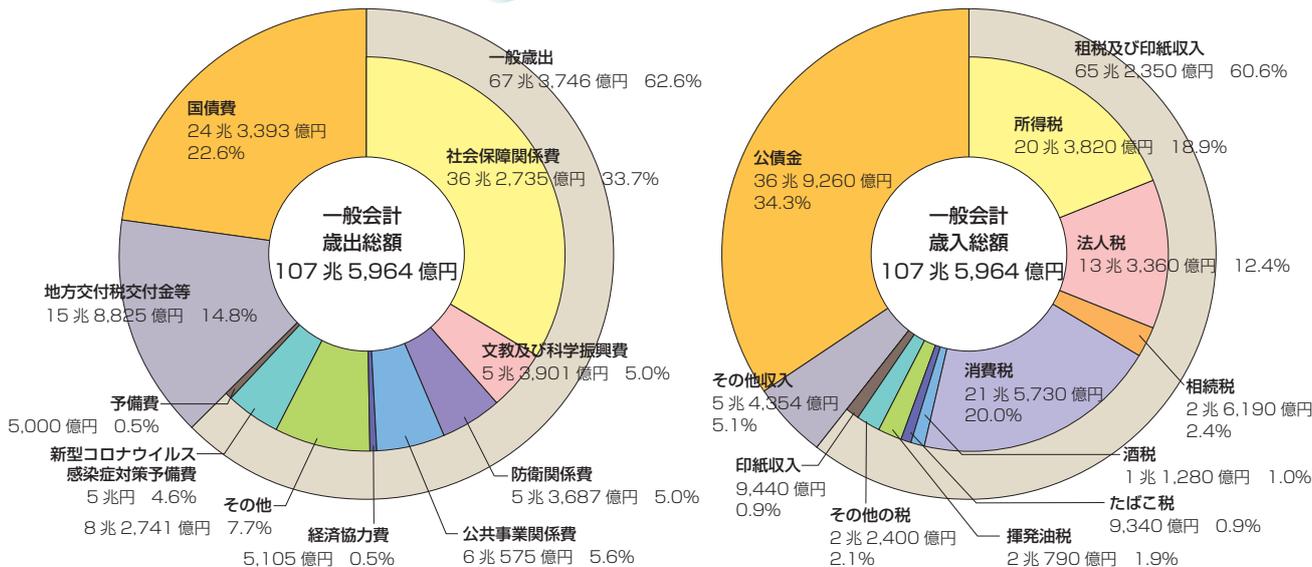
(3) 税金の使われ方



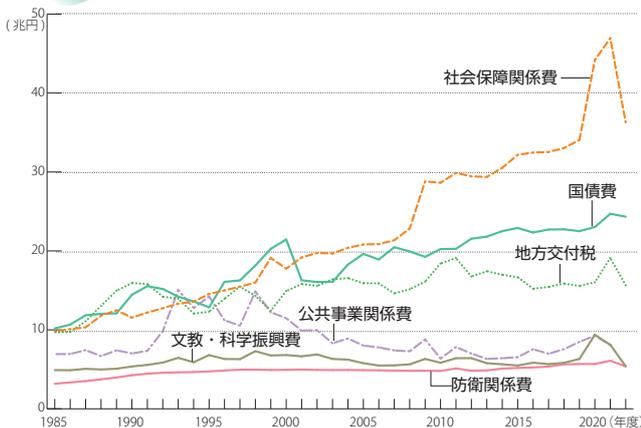
私たちはこれまでに、国や地方公共団体が提供する公共施設・公共サービスなどの資金として税金が必要であることを知りました。ところで、納税者が納めた税金はどのくらい
の規模で、どのような公共施設・公共サービスなどに、どのくらいの割合で使われている
のでしょうか。

以下、予算をとおして、税金の収入規模や税金の使われ方をみてみましょう。

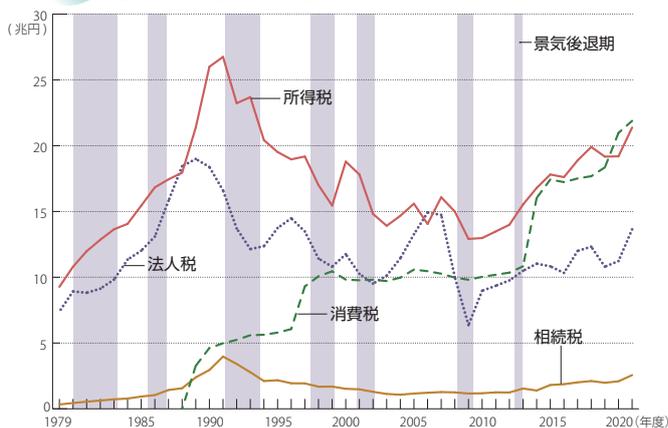
一般会計当初予算（令和4年度）



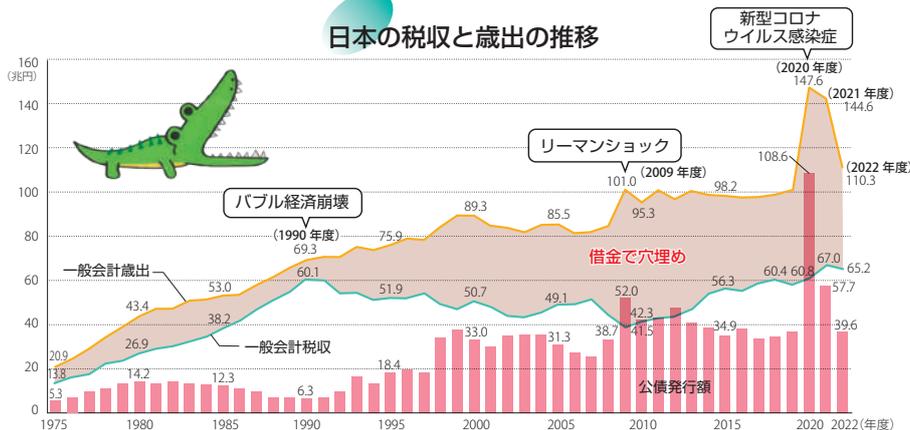
歳出の推移



税目別にみた税収の推移



日本の税収と歳出の推移



(4) 国民負担率のあり方

下のグラフは各国の国民負担率を表したものです。国民負担率とは、国民が租税（税金）や社会保障（年金・健康保険料など）を年間どのくらい負担したかという割合を示す指標です。租税負担と社会保障負担をたして国民所得で割ったものです。

日本の国民負担率は、国際比較をすると低い水準にあります。しかし、今後さらに高齢化がすすんで社会保障費が増えていくことがみこまれるのに対して、国の財政は国債費の償還資金などで圧迫され、改善の見通しも立たない状況です。国民にも税金や社会保険料の負担と受益の関係、つまり「高福祉・高負担」か「低福祉・低負担」かの選択が求められるようになってきました。この選択については、国民の代表である国会をとおして、みんなで決めていくことですが、問題は、負担と福祉のバランスにあります。必要な福祉が効果的に得られるように、歳出や税制もふくめて、そのあり方を考えるため、国民の英知を集めることが不可欠といえるでしょう。

このほかグラフからは、国民負担率が国によってかなり違うことがわかります。フランスのように負担率の高い国もあればアメリカのように低い国もあります。また租税で負担しているか社会保障で負担しているかについても、ドイツのように租税と社会保障が半々に近い国もあればアメリカのように社会保障負担が少ない国もあります。

このように国民負担率の高い低いとそのあり方は、社会福祉のしくみや歳出全体の内容などとの関係が深く、単純に国際比較できない難しさがあります。国民負担率の単純な比較だけで高低を論じることは、一面的な視点でしかありません。

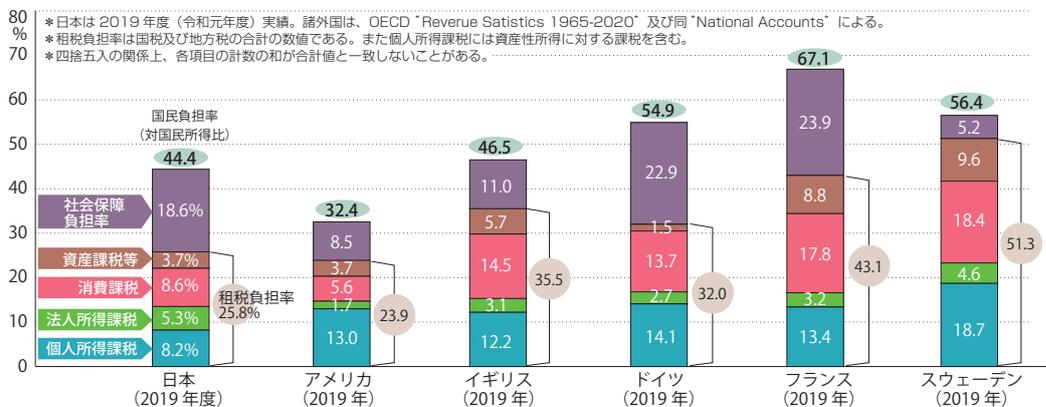
▶1 本人の負担と事業所の負担を合わせた額です。

▶2 国民所得

一つの国の居住者が一定期間（ふつうは1年間）に財・サービスを生産して得た所得の合計、価値の総額をいいます。

略称はNI(= National Income)。

国民負担率の国際比較 (財務省資料による)



コラム 世界幸福度ランキング

幸福度ランキングは、国連機関である持続可能な開発ソリューションネットワーク (SDSN) が毎年発表している世界ランキングです。

このランキングの特徴は、「幸福度」という目には見えないものを数値化して、順位付けしている点にあります。各国の幸福度は、主に「主観的な幸福度」によって決定されます。キャントリラダー (Cantril ladder) と呼ばれる手法を用いて、自身の幸福度が0～10までの11段階中、どこに当てはまるのかを明らかにし、そのうえで、右の6つの項目を加味して判断されます。

- ① 1人当たり国内総生産 (GDP)
- ② 社会的支援の充実 (社会保障制度など)
- ③ 健康寿命
- ④ 人生の選択における自由度
- ⑤ 他者への寛容さ (寄付活動など)
- ⑥ 国への信頼度

2022年度のランキングでは、1位フィンランド、2位デンマーク、3位アイスランドでした。国民負担率を比較した国については、スウェーデン7位、ドイツ14位、アメリカ16位、イギリス17位、フランス20位に対して、日本は54位でした。

日本と比べて低福祉の国よりも高負担の国よりも、日本の幸福度が低いということは、現在の負担と福祉のバランスについて他国と比べるとより改善すべき点があるということを表しているのかもしれない。

コラム 増えていく国債残高

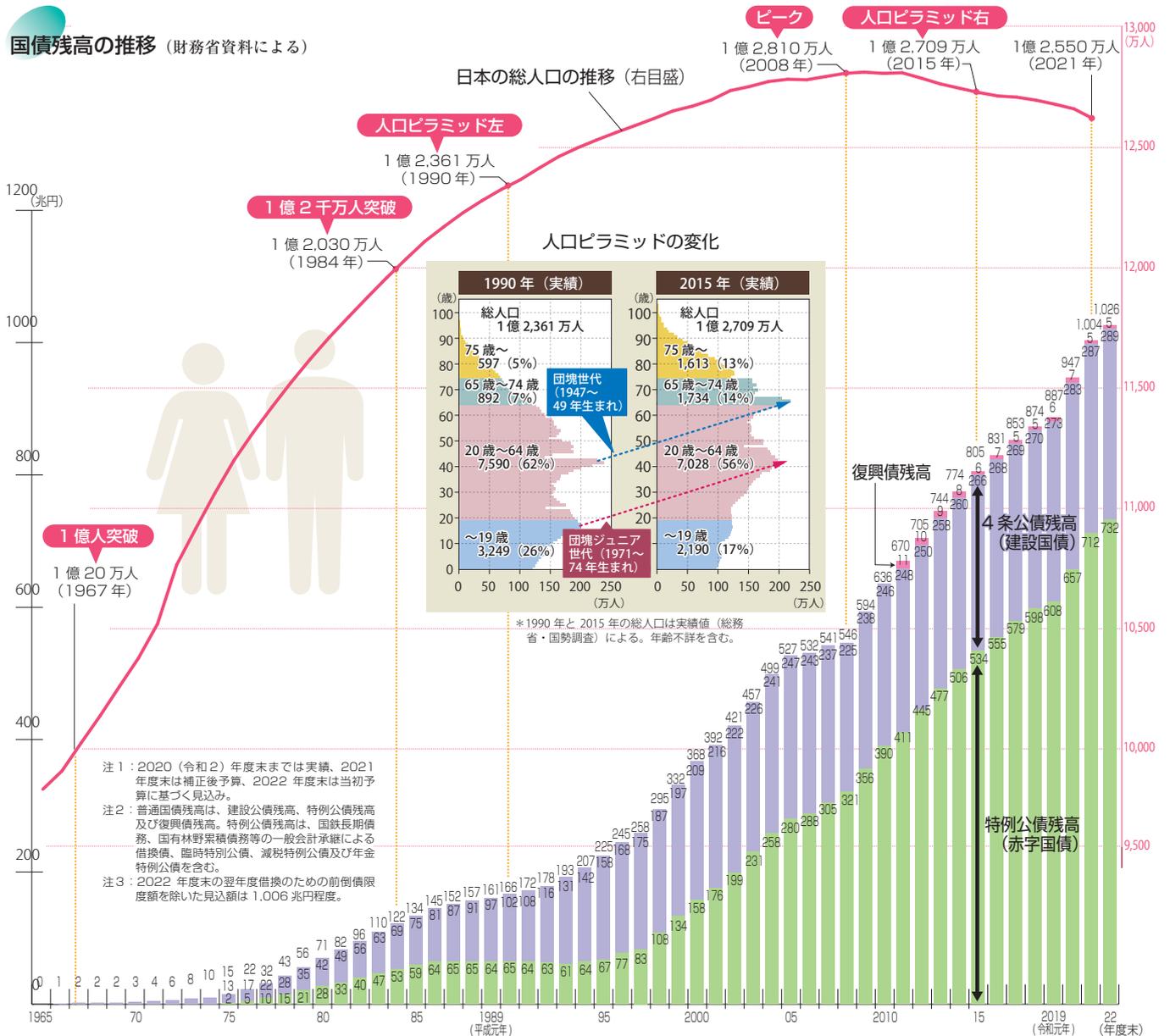
歳入は歳出をまかなう財源ですから、税金収入が多いことが望ましいのですが、現在、国の歳入総額に占める税金は半分余りで、残りは公債金収入です。公債金収入とは、国が5年、10年などの期限を定めて発行した国債という証券を企業や国民などに買ってもらって得た収入です。これは期限がくると買いもどすことになる、いわば国の借金です。

わが国では、国債の発行は原則として禁じられていますが、公共事業などの財源にあてる場合の建設公債（建設国債）に限って認められています。しかし、歳入が不足していてもタイミングよく実施しなければならない経済政策や事業もあります。そこで特例法を定めて、財源を確保するための国債が発行されるようになりました。これを特例公債（赤字国債）といい、石油ショック後の税収不足を補うために1975（昭和50）年から発

行がはじまりました。それ以後、赤字国債は発行されつづけています。2022（令和4）年度には、歳入見込額107.6兆円に対して、歳入不足を補うために36.9兆円の国債が発行されます。そのうち30.7兆円が特例公債です。これまでに発行した建設公債と特例公債の合計残額は、2022年度末で1,026兆円とみこまれています。

国債は国の借金ですから、償還期限（借金を返済する約束の日）のきた国債を利子をつけて国が買いもどさなければなりません。そこで、国債を買いもどすためにさらに国債を発行するという悪循環がつき残高が増えてきたのです。このようにして膨大になった国債残高がわが国の財政を圧迫し、国民の大きな負担となっています。また、出生数や合計特殊出生率が減少し、日本の総人口が減少に転じている点も忘れてはいけません。

国債残高の推移（財務省資料による）



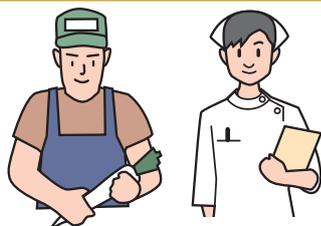
さまざまな税金

現在、日本には 50 以上の税金があります。税金の分類方法はいくつかありますが、ここでは、国に納める税金（国税）と地方公共団体に納める税金（地方税）とに分けてあります。

国に納める主な税金

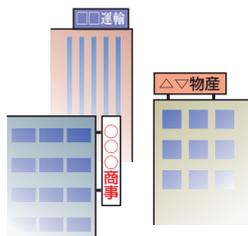
所得税* 1

個人が所得に応じて負担する税金です。



法人税

会社などの法人が、所得に応じて負担する税金です。



相続税



死亡した人から財産を相続した人が、相続した財産の評価額に応じて負担する税金です。

贈与税

個人から財産を無償でもらった人が、贈与を受けた財産の評価額に応じて負担する税金です。



消費税

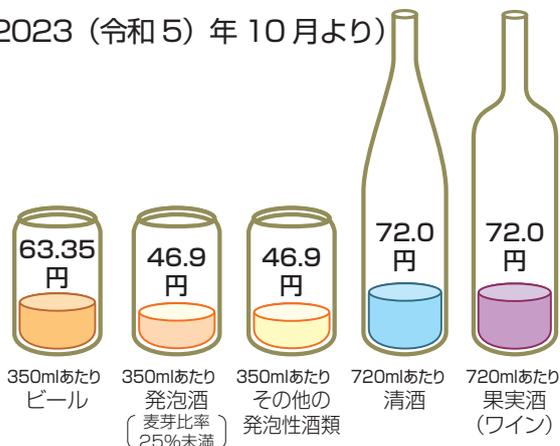
商品の販売やサービスの提供などの取引に対してかかる税金です。



酒税

清酒・ビール・ワインなどの代金にふくまれている税金です。

(2023 (令和 5) 年 10 月より)



その他

印紙税、登録免許税、揮発油税、石油ガス税、国際観光旅客税、関税、たばこ税、とん税など。



* 1 東日本大震災からの復興にあてる財源の確保を目的として、2013 (平成 25) 年から 2037 (令和 19) 年までの 25 年間にわたり、基準所得税額に対し 2.1%の復興特別所得税が課税され、上乘せされている。

地方公共団体に納める主な税金

住民税* 2

法人や個人が所得に応じて負担する税金です。



不動産取得税

土地や家屋を取得したときに負担する税金です。



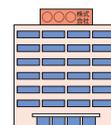
自動車税

自動車を所有している法人や個人が負担する税金です。



固定資産税

土地や家屋および事業用の機械などを所有している法人や個人が負担する税金です。



事業税

事業を営んでる法人や個人が所得などに応じて負担する税金です。



その他

ゴルフ場利用税・入湯税・宿泊税など。



* 2 東日本大震災からの復興にあてる財源の確保を目的として、2014（平成26）年度から2023（令和5）年度までの10年間にわたり、住民税の均等割に対し、道府県民税、市町村民税に各500円加算されている。



考えてみよう

新しい税金を考えてみよう

SDGs（Sustainable Development Goals）の目指すゴールのうちいくつかは環境保全に関するものであるように、これからも私たちの住む世界を安全安心で豊かなものにしていくために、環境への配慮が要求されます。

「税」にも地球温暖化防止や国土や水源の保全などを図ることを目的としたものがあります。たとえば、石油石炭税（石油や石炭といった化石燃料の使用量に応じた課税）や、森林環境税（森林整備に充てるため、個人住民税と合わせて一人あたり1,000円/年を課税、2024（令和6）年度より施行）などがあります。

以上の例を参考に、環境保全に関連する項目（エネルギー、資源、物の消費、ゴミ、環境など）のうち、何か一つを選択して、その項目に対する課税方法を考えてみましょう。

環境項目	課税方法
例 生ゴミ	生ゴミは分別して、専用のゴミ袋を使用し、そのゴミ袋の購入に対して課税する。

コラム 直接税と間接税

直接税とは、法律上の納税義務者と実際に税を負担する者が一致していることが予定されている税金をいいます。所得税、法人税、相続税、贈与税、住民税、事業税がそれにあたります。直接税の特徴は、納税者の所得や財産の大きさ、その性質に応じた、一人一人の担税力を考慮した課税ができることです。

間接税とは、税が転嫁（税金を価格などに上乗せして負担を

移すこと）されて法律上の納税義務者と実際に税を負担する者が一致しないことが予定されている税金をいいます。消費税、酒税などがそれにあたります。間接税の特徴は、景気に左右されず、一定の税収が確保できることや徴税費が安いことですが、所得の多寡（たか）に関係なく同率または同額課税となり、低所得者ほど税の負担割合が高くなります。

(1) 所得税

1 所得税の計算方法



Q 1 しよとくぜい
所得税とはどのような税金ですか。



A 1 所得税とは、商売で利益を得た自営業者や会社から給料を受け取る会社員などが、毎年1月1日から12月31日までの1年間に得た所得に対してかかる税金です。

所得税の計算方法

$$\begin{aligned} & \text{収入金額} - \text{必要経費など} = \text{所得金額} \quad (\text{p.20 表1 参照}) \\ & \text{所得金額} - \text{所得控除} \quad (\text{p.22 表2 参照}) = \text{課税所得金額} \\ & \text{課税所得金額} \times \text{税率} \quad (\text{p.24 表3 参照}) = \text{税 額} \end{aligned}$$



Q 2 所得とは何ですか。



A 2 所得とは、その年の収入金額から、その収入を得るために必要とした経費(必要経費)を差し引いたもの、または税法で定められている一定の金額(控除額)を差し引いた残りの金額をいいます。

表1 所得の種類と所得金額の計算方法

所得金額は、下の10種類のいずれかにあてはめて計算します。

所得の種類	収入の種類		所得金額の計算方法
① 利子所得 ※注3	預貯金・国債の利子など		収入金額 = 所得金額
② 配当所得 ※注3	株式や出資の配当など		(収入金額) - (株式などを取得するための借入金の利子)
③ 不動産所得	家賃・地代など		(総収入金額) - (必要経費)
④ 事業所得	商工業・農業などの事業から生じる収入		(総収入金額) - (必要経費)
⑤ 給与所得	給料・賃金・ボーナスなど		(収入金額) - (給与所得控除額)
⑥ 退職所得	退職金・一時恩給など		(収入金額 - 退職所得控除額) × $\frac{1}{2}$ ※注4
⑦ 山林所得	山林の立木を売った収入		(総収入金額) - (必要経費) - (特別控除額) ※注1
⑧ 譲渡所得 ※注3	総合課税	所有期間5年以内 ゴルフ会員権などを売った収入	(総収入金額) - (取得費 - 譲渡費用) - (特別控除額) ※注1
		所有期間5年超	{(総収入金額) - (取得費 - 譲渡費用) - (特別控除額)} × $\frac{1}{2}$ ※注1
	分離課税	土地や建物などを売った収入	(総収入金額) - (取得費 - 譲渡費用) - (特別控除額) ※注2
		株式などを売った収入 申告分離課税	(総収入金額) - (取得費 - 譲渡費用)
⑨ 一時所得 ※注3	保険の満期一時金・立ち退き料など		{(総収入金額) - (収入を得るために支出した費用) - (特別控除額)} × $\frac{1}{2}$ ※注1
⑩ 雑所得 ※注3	公的年金や生命保険契約にもとづく年金など①～⑨以外の所得		(総収入金額) - (必要経費または公的年金等控除額)

※注1: 特別控除額は50万円が限度です。
 ※注2: 特別控除額は取用等や居住用財産の譲渡に限ります。
 ※注3: 表3を使わず、分離課税の税率を適用する場合があります。
 ※注4: 特定役員は、取り扱いが異なる場合があります。



考えてみよう

どのような所得の分類がいいのかな？

日本では所得を10種類に区分しています。これは、所得の性質や発生の形態によって税金を負担する能力(担税力)が異なるからです。課税の公平を図るため、所得の種類に応じて計算方法や課税方法が異なります。

所得の分類についての様々な意見を検討してみましょう。

株式などの投資関係は1つの所得にまとめていいと考えます。利子や配当、株式などの売買による利益と、株式などの売買による損失は相殺することができる制度もあるそうです。結局、計算上合算するのなら、所得の種類を分ける必要性を感じられません。



申告書を見たら雑所得は、公的年金等、業務、その他の3つに区分けして申告しなければいけないみたいだね。分けて申告書に記入するのに、雑所得としてまとめている意味が分かりません。

(▶申告書は p.33)



不動産所得と事業所得を分けているのはなぜだろう。

確かに、商売で稼ぐ人と、不動産賃貸などで稼ぐ人は、稼ぎ方は違うと思う。だったら、農業で稼ぐ場合はどうなのかな。

事業所得は営業等と農業で区分けして記入、そもそも不動産所得は別。違和感のある申告書の様式だな。



現在の日本の所得分類について、あなたの考えを理由とともに書きましょう。



考えてみよう

譲渡所得に対する公平な課税方法は？

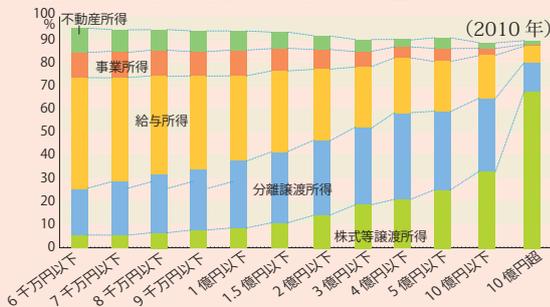
譲渡所得は、長期間にわたって徐々に累積してきた値上がり益(キャピタル・ゲイン)が資産の譲渡によって一挙に実現するものであるため、高い累進税率の適用を緩和する必要があるという考え方があります。

日本では、一定の譲渡所得についてはその2分の1のみを課税対象としたり、一律に適用される固定の税率で税金を計算する分離課税の対象にしたりして、税負担の軽減が図られています。

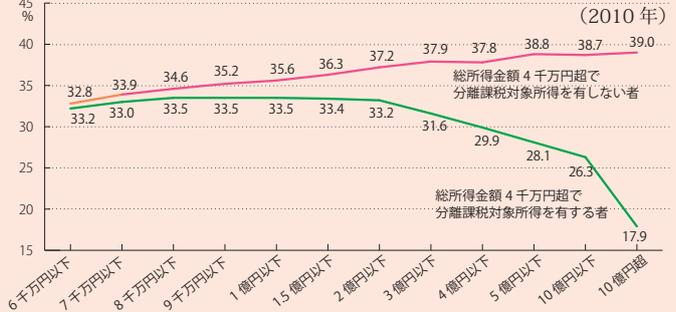
一方で、以下に引用した資料を検討しましょう。

高額所得者になるほど譲渡所得を原因とするケースが増えています。また、分離課税が適用されることで、合計所得金額に対する算出税額の割合(税負担の割合)が、所得が増えるほど減少していることが分かるはずですよ。

所得階級別超高額所得者(5千万円超)の主要な所得



超高額所得者(5千万円超)の合計所得金額階級別・分離所得の有無別所得税負担率



(財務省財務総合政策研究所「フィナンシャル・レビュー」平成26年第2号[通巻第118号] 2014年3月発行)

譲渡所得に対してどのような課税方法を用いることが公平な結果をもたらすのか、あなたの考えを理由とともに書きましょう。



所得控除は何のために設けられているのですか。



所得控除は、扶養親族が何人いるか、病気や災害による出費があったかなど、個人的な事情を税負担に反映させるために設けられています。

表2 所得控除 (所得から差し引かれる金額)

種類	内容	控除額		
		所得税	住民税	
① 雑損控除	災害、盗難、横領により生活用資産などに受けた損害	(損失額－総所得金額等の10%) (損失額のうち災害関連支出)－5万円	いずれか多い額	
② 医療費控除	本人、生計を一にする配偶者や親族のために支払った医療費 *①と②の選択適用	①年間の支払医療費－保険金等で補てんされる金額－10万円 か、総所得金額等の5%のいずれか少ない額 (最高200万円) ②1年間の特定一般用医療品等購入費－保険金等で補てんされる金額－1.2万円 (最高8.8万円)		
③ 社会保険料控除	本人、生計を一にする配偶者や親族の健康保険料、介護保険料、公的年金などの保険料	支払額の全額		
④ 小規模企業共済等掛金控除	小規模企業共済法に基づく掛金、確定拠出年金掛金、心身障害者扶養共済掛金	支払額の全額		
⑤ 生命保険料控除	本人、配偶者、その他の親族を受取人とした生命保険料	新制度 最高4万円 旧制度 (H23.12.31以前契約分) 最高5万円	最高2.8万円 最高3.5万円	
	本人、配偶者を受取人とした個人年金保険料	新制度 最高4万円 旧制度 (H23.12.31以前契約分) 最高5万円	最高2.8万円 最高3.5万円	
	介護医療保険料	最高4万円	最高2.8万円	
*生命保険料控除額の上限は所得税12万円、住民税7万円				
⑥ 地震保険料控除	居住用の家屋、動産に掛けた地震保険契約に係る保険料 (旧長期損害保険料を含む)	最高5万円	最高2.5万円	
⑦ 寄附金控除	特定寄附金を支払ったとき	(特定寄附金の支払額) (総所得金額等の40%)	いずれか少ない額 - 2千円 所得控除なし 税額控除	
⑧ 障害者控除	本人、同一生計配偶者、扶養親族が障害者であるとき	1人につき 27万円 特別障害者 40万円 同居特別障害者 75万円	26万円 30万円 53万円	
⑨ ひとり親控除	生計を一にする子がおり、かつ合計所得が500万円以下の単身者	35万円	30万円	
⑩ 寡婦控除 (女性) ⑨以外の場合	合計所得が500万円以下で①又は② ①夫と死別 ②夫と離婚し子以外の扶養親族あり	27万円	26万円	
⑪ 勤労学生控除	本人が勤労学生で所得が一定額以下の人	27万円	26万円	
⑫ 配偶者控除 (配偶者の給与収入103万円以下)	配偶者の合計所得が48万円以下で一定の場合 (控除対象配偶者)	一般 13万円～38万円 老人 (70歳以上) 16万円～48万円	11万円～33万円 13万円～38万円	
⑬ 配偶者特別控除 (配偶者の給与収入201.6万円未満) ⑫以外の場合	配偶者の合計所得が48万円超133万円以下で一定の場合 納税者本人の合計所得により一定の控除があります	1万円～38万円	1万円～33万円	
⑭ 扶養控除	親族の合計所得が48万円以下で一定の場合 (扶養親族)	年少 (16歳未満)	0円	0円
		一般 (16歳以上で下記以外)	38万円	33万円
		特定 (19歳以上23歳未満)	63万円	45万円
		老人 (70歳以上)	48万円	38万円
		同居老人等 (70歳以上)	58万円	45万円
⑮ 基礎控除	本人の控除 納税者本人の合計所得が2,500万円以下の場合	2,400万円以下	48万円	43万円
		2,400万円超2,450万円以下	32万円	29万円
		2,450万円超2,500万円以下	16万円	15万円
		2,500万円超	0円	0円

※注 会社員など (給与所得者) の場合、①、②、⑦の適用を受けるためには、確定申告をしなければなりません。



考えてみよう

人的控除は誰に適用すべきか？

所得控除のうち、基礎控除、配偶者控除、配偶者特別控除および扶養控除を一括して人的控除と呼ぶことがあります。

人的控除が所得から控除される範囲についての対立する意見を検討してみましょう。

納税者本人の合計所得が一定額を超えると、言い方を変えると、たくさん稼いでいる納税者（高額所得者）であるときは、基礎控除、配偶者控除、配偶者特別控除の金額が減少し、あるいは控除すること自体できなくなっているのが、現在の日本の所得控除のしくみです。

たくさん稼いでいる納税者は担税力があるのだから、人的控除を適用する必要はないよ。



人的控除が所得から控除される理由は、所得のうち本人およびその家族の最低限度の生活を維持するのに必要な部分は担税力をもたないからだ、って聞いたことがある。

これって、納税者の稼ぐ力に関係なく、誰にでも認められるべき最低保障じゃないのかな。

担税力に応じた各納税者の税負担の調整は、人的控除でやらなくてもいいと思います。



あなたは人的控除が適用される納税者の範囲はどうあるべきだと思いますか？理由とともに書きましょう。

Blank box for writing an answer to the question about the scope of personal exemptions.

所得の控除か？ 手当の給付か？ 公共サービスの無償化か？



考えてみよう

すべての国民が「健康で文化的な最低限度の生活」をするために税のしくみを使ってできる方法には何があるでしょうか？通学している子どもがいる家庭を例にとって「子育て支援」のさまざまな方法を検討してみましょう。

集める税金を減らす方法は、生活に必要なお金を手もとに残すために、課税される所得を減らして納税額を減らす人的控除はその代表的な方法です。



集めた税金を手当として支給する方法はどうでしょう。生活に必要なお金を補うために、たとえば、現在、16歳未満の子どもがいる世帯には児童手当が支給されています。なお、児童手当は、高額所得者については支給されません。



集めた税金を活用した公共サービスを無償で利用できるようにする方法はどうでしょう。たとえば、現在、公立の小中学校の授業料は無償です。



(参考)：「高校実質無償化」の制度は正式には「高等学校等就学支援金制度」といい、一定の所得未満の世帯が高等学校の授業料相当額の支給を受けられる制度ですので、手当等の給付による方法に分類されます。

現在の日本でとられている方法を整理すると以下のとおりになります。

年齢	扶養控除	各種給付※	公立学校
16歳未満	なし	児童手当	無償
16歳以上 19歳未満	38万円	就学支援金	有償
19歳以上 23歳未満	63万円	なし	有償

(※給付は所得制限あり)

1 公平・中立・簡素の観点を意識し、あなたが考えるより良い「子育て支援」のあり方を整理して表を完成させてみましょう。

年齢	扶養控除	各種給付	公立学校	他の方法
16歳未満				
16歳以上 19歳未満				
19歳以上 23歳未満				

2 なぜ 1 のような表にしたのか、理由を書きましょう。

Blank box for writing reasons for the table in question 2.

表3 所得税の速算表（住民税は一律 10%です）※注5

*注5：平成25年から令和19年までの各年分の確定申告においては、所得税と復興特別所得税（原則として、その年分の所得額の2.1%）を合わせて申告・納付することになります。

課税所得 A	税率 B	控除額 C	税額 = (A × B - C)
195 万円以下	5%	0 円	(A × 5%)
195 万円を超え 330 万円以下	10%	97,500 円	(A × 10% - 97,500 円)
330 万円を超え 695 万円以下	20%	427,500 円	(A × 20% - 427,500 円)
695 万円を超え 900 万円以下	23%	636,000 円	(A × 23% - 636,000 円)
900 万円を超え 1,800 万円以下	33%	1,536,000 円	(A × 33% - 1,536,000 円)
1,800 万円を超え 4,000 万円以下	40%	2,796,000 円	(A × 40% - 2,796,000 円)
4,000 万円超	45%	4,796,000 円	(A × 45% - 4,796,000 円)

体験してみよう



累進課税の計算方法

累進課税の計算方法として、次の二つの方法があります。

一つは、課税される所得金額が一定の金額を超えるごとに、超えた部分の金額に適用される税率が増加していく、超過累進課税の方法です。 もう一つは、課税される所得金額が一定の金額を超えるごとに、すべての所得金額に適用される税率が増加していく、単純累進課税の方法です。

1 日本の所得税は、どちらの計算方法を採用しているでしょうか？

超過累進課税の方法 ・ 単純累進課税の方法

2 単純累進課税の方法で、所得税を計算してみましょう。

税率は、課税所得の金額 195 万円以下は 5%、330 万円以下は 10% であることとします。

- ① 課税される所得金額が 190 万円の場合 $1,900,000 \text{ 円} \times (\quad) \% = (\quad) \text{ 円}$
 ② 課税される所得金額が 200 万円の場合 $2,000,000 \text{ 円} \times (\quad) \% = (\quad) \text{ 円}$

3 超過累進課税の方法で、所得税を計算してみましょう。

税率は、課税所得の金額 195 万円以下は 5%、330 万円以下は 10% であることとします。

- ① 課税される所得金額が 190 万円の場合
 $1,900,000 \text{ 円} \times (\quad) \% = (\quad) \text{ 円}$
 ② 課税される所得金額が 200 万円の場合
 $1,950,000 \text{ 円} \times (\quad) \% + (2,000,000 \text{ 円} - 1,950,000 \text{ 円}) \times (\quad) \% = (\quad) \text{ 円}$
 $= 2,000,000 \text{ 円} \times (\quad) \% - 1,950,000 \text{ 円} \times ((\quad) - (\quad)) \%$
 $= 2,000,000 \text{ 円} \times (\quad) \% - (\quad) \text{ 円} \dots$ 所得税の速算表と照合してみましょう。

4 上記2・3の場合において、税金を納めたあと手もとに残るお金を計算してみましょう。

課税される所得金額	単純累進課税の場合の残金	超過累進課税の場合の残金
1,900,000 円	() 円	() 円
2,000,000 円	() 円	() 円

考えてみよう



現在の日本の所得税は公平だろうか？

ここまで、所得の種類、所得控除、所得税の計算方法を確認してきました。現在の日本の所得税は公平だと考えますか？ または、どの点では不公平だと考えますか？ あなたの考えを理由とともに書きましょう。

3 源泉徴収制度と年末調整



Q 1 源泉徴収制度とは何ですか。



A 1 会社などの給与の支払者が従業員の給与や賞与（ボーナス）から、支払額に応じた所得税を徴収します。その徴収した所得税を、原則として翌月 10 日までに国に納付する制度です。



Q 2 月々、源泉徴収する税額はどのようにして決めるのですか。



A 2 国税庁が出している「源泉徴収税額表」によって決めます。給料の額と要件をみたした配偶者や扶養親族の人数をこの表にあてはめて徴収額を出します。



Q 3 給与所得者にも経費があるのですか。



A 3 給与所得者が給与を得るために必要な経費としては、通勤のための交通費や文具代、制服代などが考えられます。ただ、これらの経費を給与の支払者が負担している場合は、給与所得者の経費にはなりません。一般的には給与所得者が正確に把握するのは難しいので、所得税法に「給与所得控除額」という、給与所得者の経費にあたる性格の控除額を定め、これを差し引くこととしています。

▶ 1 扶養親族

納税者の収入により生活をする配偶者以外の親族で、一定以下の収入の者をいいます。

令和 2 年以降分 給与所得控除額の算出方法（速算表）

給与等の収入金額 (給与所得の源泉徴収票の支払金額)		給与所得控除額
1,625,000 円まで		550,000 円
1,625,001 円から	1,800,000 円まで	収入金額 × 40% - 100,000 円
1,800,001 円から	3,600,000 円まで	収入金額 × 30% + 80,000 円
3,600,001 円から	6,600,000 円まで	収入金額 × 20% + 440,000 円
6,600,001 円から	8,500,000 円まで	収入金額 × 10% + 1,100,000 円
8,500,001 円以上		1,950,000 円 (上限)

※注 同一年分の給与所得の源泉徴収票が 2 枚以上ある場合には、それらの支払金額の合計額により上記の表を適用してください。



Q 4 その年に扶養親族に変更があったとき、どうするのですか。



A 4 源泉徴収税額に変更があるため、給与の支払者にその旨を届け出る必要があります。



Q 5 年末調整とはどのようなものですか、教えてください。



A 5 給与の支払者が行います。給与所得者それぞれの 1 年間の給与の総額にかかる所得税額を計算します。その所得税額と、それまでに源泉徴収された税額の合計額を比較して、源泉徴収税額の方が多ければ差額分を本人に還付し、少なければ差額分を本人から徴収します。この手続きを年末調整といいます。

年末調整は、年末まで勤務している人で、その年に支払を受ける給与の合計金額が2,000万円以下の人を対象に行われます。年末調整が終了した人は、原則として確定申告をする必要はありません。



1年間の収入が2,000万円以下の給与所得者は、年末調整が済むと確定申告しなくてもよいのですか。



原則として不要です。年末調整手続のためには、必要に応じて「扶養控除等申告書」「基礎控除申告書」「保険料控除申告書」などの書類に自分で必要事項を記入し、また必要書類を添付して、給与支払者に提出する必要があります。



考えてみよう

年末調整って本当に必要？

あなたが 1・2・3 のそれぞれの視点に立った場合、年末調整に対する意見として、次の①～③のどれを選択しますか？ 以下の意見を検討し、理由とともに書きましょう。

納税者にとっては、確定申告の手間が省けて効率がよく、納税が簡単に済む便利なシステムだと思います。



申告する機会がないと、納税義務者としての自覚、税金のしくみや税金の使われ方への関心が薄くなると思います。



雇い主に個人のプライバシーに関する情報を提供することに抵抗感があります。雇い主だって、情報管理が大変じゃないのかな。



- ① 年末調整は継続すべき
- ② 全員確定申告にすべき
- ③ その他の改善案がある



1. 会社員など（納税者）の視点

2. 雇い主（給与支払者）の視点

3. 国（税務署）の視点



体験してみよう

年末調整済みの源泉徴収票を読み取ってみよう

(なお、p.28 源泉徴収票の松本一也さんには、他の所得はありません)

1. 松本さんの「年収」は何円でしょうか？

() 円

2. 松本さんの「給与所得」は何円でしょうか？

() 円

3. 松本さんの所得控除の額の合計額は 2,543,088 円です。

その内訳の計算式を松本さんの源泉徴収票と **表 2** 所得控除 (p.22) を参照しながら完成させましょう。

社会保険料控除額	() 円
+ 生命保険料の控除額	() 円
+ 地震保険料の控除額	() 円
+ 配偶者 (特別) 控除額	() 円
+ 扶養控除額の合計額	() 円
(特定扶養 1 人 () 円 + 一般扶養 1 人 () 円)	
+ 基礎控除額	() 円
= 所得控除の額の合計額	2,543,088 円

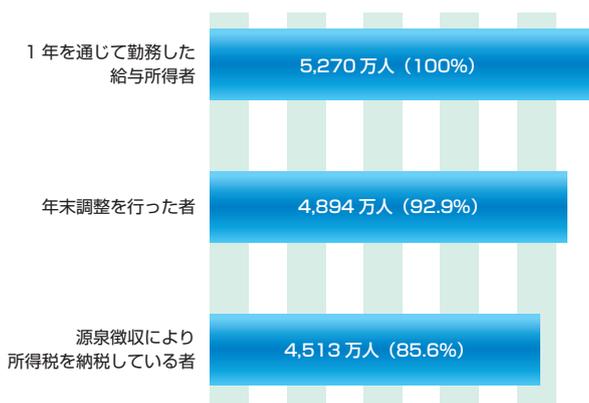
4. 松本さんの年税額 (2.1%の復興特別所得税を含む) は 134,800 円です。

その金額を導くための計算式を松本さんの源泉徴収票と **表 3** 所得税の速算表 (p.24) を参照しながら完成させましょう。

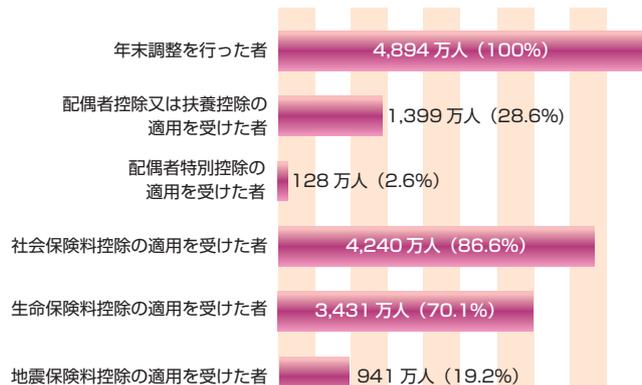
① 給与所得の金額 () 円 - 所得控除の額 () 円	
= 課税所得金額 () 円 → 千円未満切り捨て () 円…A	
② A () 円 × 税率 () % - 控除額 () 円	
= 所得税額 () 円 …B	
③ B () 円 × 102.1% = 復興特別所得税込年税額 () 円	
→ 百円未満切り捨て 134,800 円…源泉徴収税額	

1 年を通じて勤務した給与所得者が、年末調整を行った内容について、次の資料から確認してみよう。

年末調整を行った者と納税者の割合



年末調整を行った者が適用を受けた主な所得控除



(「令和 3 年分 民間給与実態統計調査」国税庁長官官房企画課 令和 4 年 9 月)

4 確定申告をしなければならない場合



Q1 どのような場合に確定申告をしなければならないのですか。



A1 次の場合は勤務先から交付された「源泉徴収票」をもとに、翌年の2月16日から3月15日までのあいだに確定申告をしなければなりません。

- ① 1年間の給料・賞与の合計額が2,000万円を超えた場合
- ② 給与所得以外に20万円を超える他の所得がある場合
- ③ 原則として給与を2か所以上から受け取っている場合

5 確定申告をすると所得税が還付される場合



Q1 病気やけがなどをして医療費を支払った場合、申告をすると税金がもどってくる¹ことがあると聞きましたが、本当ですか。



A1 そのとおりです。これを「医療費控除」(▶p.22表2)といいます。年末調整で所得税の精算が終わった給与所得者も、1年間に自分や家族のために10万円を超える医療費を支払った場合、確定申告をして医療費控除の適用を受けると、それに応じた税額が還付されることがあります。医療費が10万円以下の場合でも、所得金額の5%(所得が100万円の場合は5万円)を超えて支払っている場合や、1万2千円以上セルフメディケーション税制対象医薬品を購入している場合には、控除の対象になります。

▶1 税金がもどることを「税金の還付」といいます。



Q2 そのほかに確定申告をすると税金がもどるのはどんな場合ですか。



- ① 働いていた人が年の途中で退職をして年内に再就職しなかった場合
- ② 日本赤十字社やユニセフなどに寄付をした場合
- ③ 住宅を取得した場合等



Q3 私(中村大輔)もアルバイトをしていたのですが、10月にやめて、その後どこにもアルバイトに行っていないのですが、その場合にもあてはまるんですか。



A3 中途退職にあてはまります。アルバイト先で源泉徴収されていたのであれば、確定申告をすることによって所得税が還付されることがあります。



Q4 申告書はいつまでに提出するのですか。



A4 還付を受けるための申告(還付申告)は、一般の確定申告書の受付開始日の2月16日前でも、1月1日以降ならいつでも提出できます。

所得税の確定申告書の書き方

収入金額等

① 「給与所得の源泉徴収票」の支払金額 1,150,000 円を「給与④」に記入します。

所得金額等

② 「給与所得控除後の金額」が給与の「所得金額」になります。

- ・ 中村さんは年末調整を受けていないので、この欄の記載がありません。中村さんの給与所得金額の計算をします。
- ・ 給与所得金額 = 給与収入金額 - 給与所得控除額です。
- ・ p.26 の「給与所得控除額の速算表」を使って給与所得控除額を計算します。年収額 1,150,000 円に該当する給与所得控除額は 550,000 円です。
- ・ 所得金額は 1,150,000 円 - 550,000 円 = 600,000 円これを⑥と⑫に記入します。

▶ 1 所得金額が 48 万円以下の場合には扶養親族になれます。中村さんはこの金額が 60 万円なので扶養親族にはなれません。

所得から差し引かれる金額

③ 「所得から差し引かれる金額」を p.22 の表 2 を参考にしながら、それぞれ該当する欄に記入します。

- ・ 中村さんが該当する控除は「勤労学生控除」です。これは⑫の金額が 750,000 円以下の場合に適用されます。控除額 270,000 円を⑲～⑳に記入します。
- ・ 次に、「基礎控除」480,000 円を㉔に記入します。⑲～㉑と㉔の合計金額 750,000 円を㉕および㉖に記入します。

税金の計算

④ 「税金の計算」として、⑫ - ㉖で㉗の計算をします。

- ・ 中村さんの場合、㉗は金額がマイナスになるため、ここには何も記入せず、㉗に 0 と書きます。
- ・ 中村さんが令和 4 年にアルバイトで得た 1,150,000 円については所得税がかからないことがわかりました。

還付される金額

⑤ 「源泉徴収票」に記載されている源泉徴収税額 15,100 円を㉘と㉙と㉚に書き込みます。この金額が還付される額です。なお、㉙に書き込む金額にはマイナスを付します。

還付される税金の受取場所

⑥ 希望する受取方法を記入します。

- ・ 郵便局で受け取りたいのであれば、その郵便局名を、自分の預金口座に振り込んでほしいのであれば、金融機関名、本店あるいは支店名、預金の種類と口座番号を記入します。原則として、本人名義の口座に限ります。

申告

⑦ 住所氏名欄に記入し、申告します。

- ・ 住所地所轄の税務署へ直接提出するか郵送します。
- ・ 提出すると収受印を押した控えを返してくれますので保存しておきましょう（書面による申告にかわり、パソコンやスマートフォンを利用した電子申告も可能です）。

令和 0 年分の所得税及び復興特別所得税の申告書

FA202

納税者情報欄: 納税者氏名, 生年月日, 住所, 氏名, 住所, 電話番号, 勤務先住所, 勤務先電話番号

第一表 (令和四年分以降適用)

Table with columns for '収入金額等' (Income), '所得金額等' (Income Taxable Amount), '税金の計算' (Tax Calculation), and 'その他' (Others). Rows include various income types like '給与等', '配当金', '不動産所得', and '雑所得', along with tax calculation steps like '課税される所得金額', '所得控除', '所得税額', and '復興特別所得税額'.

第一表の欄又は他の記入を訂正しなく。

(2) 個人住民税



Q 1 所得税と住民税はどこが違うのでしょうか。



A 1 所得税が国税であるのに対して、住民税は都道府県や区市町村が住民に課す地方税です。地方公共団体は、福祉や生活環境を中心に地域社会に密着した公共サービスを提供していますが、これらの公共サービスに必要な経費を、住民が所得に応じて負担するという性格の税です。



Q 2 そうすると私たちに一番身近な税だと思いますが、あまりなじみがないような気がします…。



A 2 それは住民税が申告納税方式と違う賦課課税 (▶p.52 Q3) 方式をとっているためかもしれません。納税者が税金の内容をよく理解していなくても、区市町村が送ってくる納税通知書に記載された税額を納めれば済んでしまうという面があるからでしょう。



Q 3 住民税のしくみはどのようになっているのですか。



A 3 東京都は23区という特別区があって、他の道府県や市町村と異なった取り扱いがあります。ここでは、東京都の場合について説明することにしましょう。

まず、個人の都民税と区市町村民税をあわせて、一般に個人住民税とよんでいます。個人住民税は前年の所得金額に応じて課税される「所得割」と、所得金額にかかわらず定額で課税される「均等割」などからなっています。「所得割」「均等割」の税額は、住民税申告書、前年の所得税確定申告書や勤務先が提出する「給与支払報告書」などから、区市町村長が賦課決定して納税義務者に通知してきます。

「所得割」「均等割」の個人住民税の納税義務者は1月1日現在都内に住所のある人です。



Q 4 いつまでにどうやって納めるのですか。



A 4 給与所得者の場合は、「特別徴収税額の通知書」に記載されている税額を6月から翌年の5月まで、毎月の給料から差し引き徴収されます。これを特別徴収といいます。それ以外の方は「納税通知書」に記載されている税額を6月、8月、10月、翌年1月の4回に分けて納めます。これを普通徴収といいます。

コラム ふるさと納税

「ふるさと納税」とは、自分が生まれ育った地域（都道府県・区市町村）や応援したいと思う地域へ寄附する制度です。「ふるさと納税」をすると、そのうち2,000円を超える部分について一定の上限までの金額が、所得税・住民税から控除されます。

なお、控除を受けるためには、翌年に確定申告をする必要がありますが、確定申告が不要な給与所得者は、一定の場合に限り、納税先団体に申請することにより、確定申告不要で控除を受けることができます。

ふるさと納税返礼品の送付については、地方公共団体間の競争が加熱しているほか、一部の地方公共団体において制度の趣旨に反するような返礼品が送付されているなどの指摘がなされています。そのため、総務大臣通知により寄附額に対する返礼

品の調達価格の割合（返礼割合）等を含む返礼品のあり方が示され、返礼割合の徹底や地場産品以外の送付について責任と良識のある対応が要請されてきましたが、依然として、一部の地方公共団体が過度な返礼品によって、多額の寄附を集める状況が続いていました。

そのため、2019年度制度改正において、それまでのすべての地方公共団体が自動的にふるさと納税の対象となっていた制度を改め、地方税法において制度本来の趣旨に沿った募集の方法に係る基準を定め、この基準に適合して募集を適正に実施する地方公共団体として総務大臣が指定する地方公共団体をふるさと納税の対象とする「ふるさと納税指定制度」が創設されました。



考えてみよう

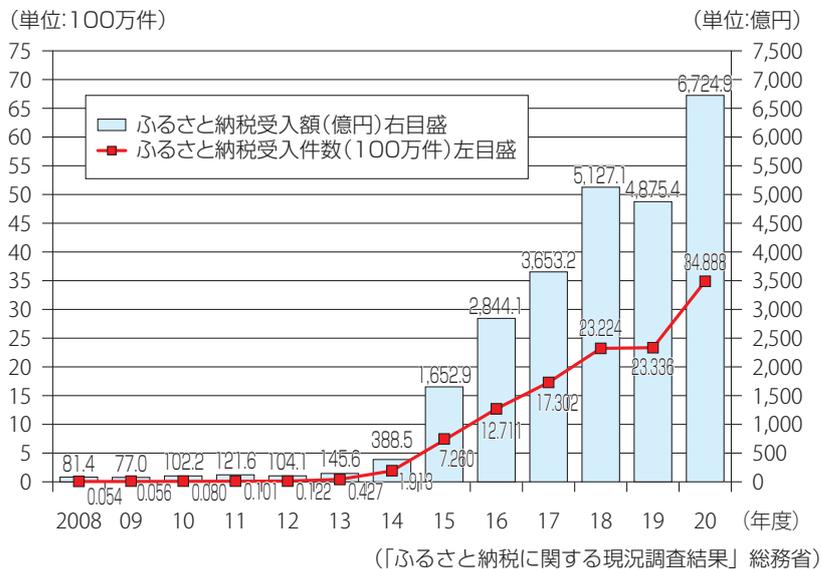
異なる立場から見るふるさと納税制度

ふるさと納税の影響について、①～④のそれぞれの立場での、メリットとデメリットは何が考えられるでしょうか？表に書き込みましょう。

ふるさと納税制度における立場の違い

	メリット	デメリット
①個人		
②国		
③居住地		
④寄附先		

ふるさと納税の推移



体験してみよう



ふるさと納税をした場合の所得税・住民税

具体例にもとづいて検討してみましょう。

令和4年に鈴木健介さんが所得税を課税される所得金額は、2,475,000円でした。所得税の金額を計算すると、所得税の金額は150,000円になりました。また、住民税の金額を計算すると、住民税の金額は260,000円になりました。

- ① 所得税の速算表 (▶p.24 表3) を使って、以下の計算式を完成させましょう。

課税所得金額 2,475,000円 × ()% - ()円 = 所得税額 150,000円

- ② 52,000円のふるさと納税をしていた場合に、確定申告した結果、所得税の金額と住民税の金額がどのように変わるのかについて計算した以下の計算式を完成させましょう。

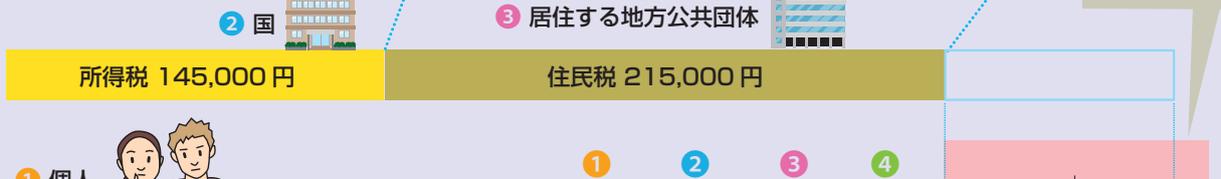
- ① ふるさと納税した金額 ()円 - 2,000円 (▶p.22 表2)
= 寄附金控除の金額 ()円
- ② 寄附金控除適用前の課税所得金額 2,475,000円 - 寄附金控除の金額 ()円
= 寄附金控除適用後の課税所得金額 ()円…A
- ③ A ()円 × ()% - ()円 = 所得税額 145,000円
- ④ 150,000円 - 145,000円
= ふるさと納税をしたことによって減少した所得税額 ()円…B
- ⑤ ふるさと納税した金額 ()円 - 2,000円 - B ()円
= ふるさと納税をしたことによって減少する住民税額 ()円…C
- ⑥ ふるさと納税しなかった場合の住民税額 260,000円 - C ()円
= ふるさと納税をした場合の住民税額 215,000円

ふるさと納税をしない場合



	① 個人	② 国	③ 居住	④ 寄附先
納税	-410,000	150,000	260,000	

ふるさと納税をする場合
(控除上限額内での寄附)



	① 個人	② 国	③ 居住	④ 寄附先
納税	-360,000	145,000	215,000	
寄附				52,000
納税+寄附の合計	-412,000	145,000	215,000	52,000
返礼品(3割相当)	15,600			-15,600
計	-396,400	145,000	215,000	36,400



※数値はサンプルです

(3) 法人税

Q 1 法人税とは、どのような税金ですか。

A 1 会社には株式会社・^{合同会社}などいろいろな種類がありますが、これらを法人といい、法人の所得に対してかかる税金が法人税です。主な法人の種類と税金の関係は下の表のようになっています。

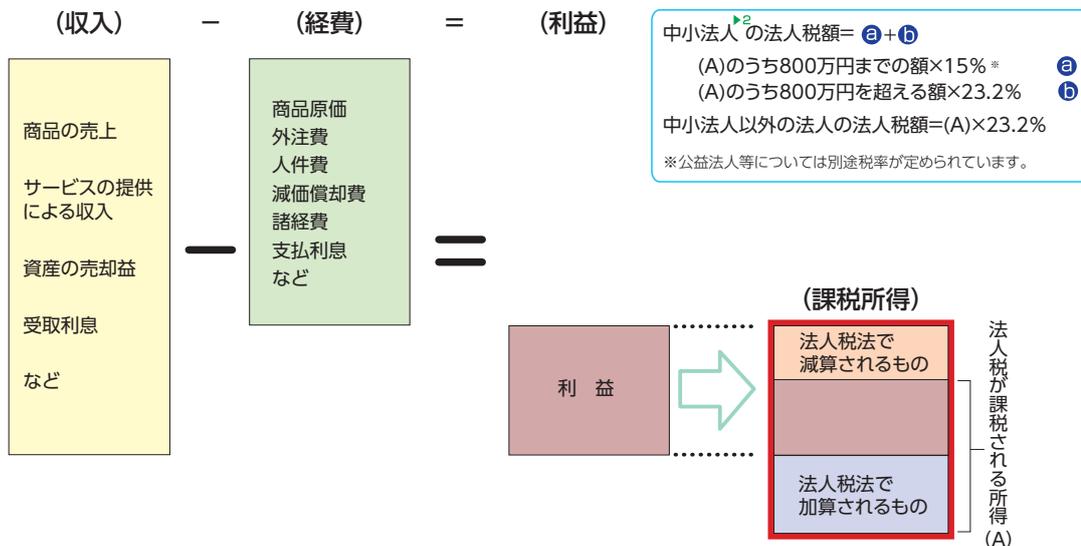
法人の種類

法人の種類	株式会社・合同会社・協同組合など	公益社団法人・公益財団法人 一般社団法人・一般財団法人	公共法人 (公団・公社・NHK など)
課税の対象	原則としてすべての所得	原則として公益事業以外から生じた所得	非課税

Q 2 法人税はどのように計算されるのですか。

A 2 法人の一事業年度の利益をもとに、法人税法で定められた調整を行って、次のように税額を計算します。

法人税額の計算方法



▶1 事業年度

会社などが決算をするために設けた任意の期間で、通常1年または半年を1期とします。

▶2 中小法人

資本金1億円以下の法人をいいます。

Q 3 いつまでに申告するのですか。

A 3 法人の代表者は事業年度が終了した日から2か月（一定の場合は3か月）以内に確定申告書の提出と税額の納付をしなければなりません。

Q 4 法人税以外に、法人の所得に課税される税金にはどのようなものがありますか。

A 4 法人税以外に、法人住民税・法人事業税などの地方税も課税されます。

考えてみよう



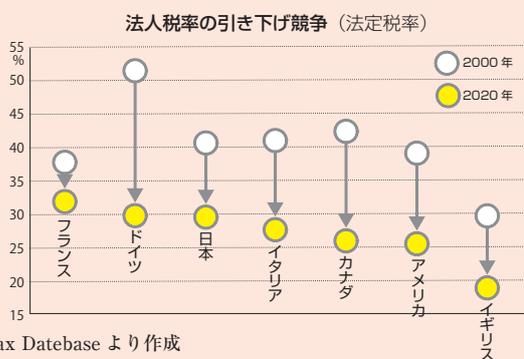
グローバル化する社会で法人税の税率は引き下げるべきか？

情報技術・国際交通・運輸が発展した現代社会では、ヒト・モノ・サービス・カネが容易に国境を越えるグローバル化が進行しました。また、拠点を世界各地に置き事業を展開する多国籍企業も増えてきました。

そして、どの国で事業活動を行うかの選択の幅が広がったということは、納税者が税金を納める国を選ぶことが容易になってきたということにもつながります。

このように変わってきた世界において、私たちのより豊かなくらしのために、どのようなルールを築いていくべきでしょうか。法人税の税率を題材に考えていきましょう。

近年、世界各国では、法人税の税率の引き下げ競争が進んでいました。日本でも、2013（平成25）年に37%あった実効税率は、今では29.74%に引き下げられてきています。



OECD Tax Database より作成
(<https://www.oecd.org/tax/tax-policy/tax-database/>)

▶ 1 実効税率

法人税の実効税率とは、法人に対して課税されるいくつかの税金の税率から計算した税率です。法人の実質的な税負担率のことを指します。

この「考えてみよう」において「法人税の税率」と表現しているものは、各国の実効税率を指しています。

法人税の税率引き下げについてのさまざまな意見を検討してみましょう。

グローバル化した社会の中で、企業はより多くの利益を追求しています。そのためには法人税の負担は少ない方がいいです。日本の企業の国際競争力を高める意味でも税率引き下げに賛成です。



企業も公共サービスを利用するのだから、企業にも一定の税負担を求め、税収を確保したいです。法人税の税率だけを下げるのは不公平ではないかな。

法人税の負担が少なくなれば、その分税引き後の利益が残り、企業が自由に使えるお金が増えます。それは、企業に対してだけではないメリットにつながるはずです。

より多くの配当ができるから、株主のメリットになるでしょう。より多くの投資ができるから、より高品質なものをより安く提供できるようになり、消費者のメリットにもなるでしょう。

モノへの投資という意味で、取引が活発になれば、景気が上向くかもしれません。

人への投資という意味で、給料の増額があれば、労働者のメリットにもなります。みんなのために税があるというなら、法人税の負担が下がることでみんなのためになっているのではないですか。



税金の役割を振り返ると、景気を調整する役割の面からは、確かに、法人税の負担が少ない方がいいように見えます。でも、公共サービス提供資金を調達する役割を考えると、税率を下げれば大丈夫とまではいえないと思う。景気の良し悪しに関係なく必要とされる公共サービスだってあるのだから。

税収が下がった結果、公共サービスが悪化して困ったことになる心配の方が大きいです。

税率を下げたからといって、税収が減るとは限らないよ。

他国から大きな企業を誘致でき、その企業が大きな利益をあげれば、税率を下げた分以上に法人税の税収が上がることもありえるのではないですか。それに、誘致された企業が人を雇うことにより雇用が生まれれば、その企業で働く従業員への給与などにより所得税の税収も上がるはずだよ。

その企業が有する最先端の技術や見識を学ぶ機会だって得られるかもしれない。やっぱり法人税の税率を下げるメリットの方が大きいように思えるよ。



日本のことだけ考えれば済む問題ではないことを忘れてはいけないよ。

実際、世界各国間では法人税の税率の引き下げ競争が進んでいるのだから。

日本で法人税の税率を下げたとしても、他国も法人税の税率を下げた場合には、企業の誘致は期待できずただ税収が減るだけです。

各国横並びで法人税収が下がっただけなら、世界的に公共サービスが低下してしまう未来すら見えてきませんか。



法人税の税率を下げることに、不安な点があることはわかりました。

でも実際、他国が法人税の税率を下げているのです。

日本から企業が流出しないように、日本でも引き下げざるを得ないと思います。



法人税の税率で納税する国を決めようとする意識自体を変えられないのかな。

たとえば、公共サービスを受けているにもかかわらず税の負担を逃れようとする行為に厳しい目が注がれるようになれば、企業の意識に変化が訪れるかもしれないね。

実際、イギリスでは、他の低税率国を利用してイギリスへの納税を回避していた多国籍企業 S 社に対して、消費者が不買運動をおこした例があります。その結果、S 社はイギリスに、イギリス国内での課税所得の有無に関係なく、法人税相当額の納付をすることに同意したそうです。



グローバル化する社会で法人税の税率は引き上げるべきか、あなたの考えを理由とともに書きましょう。



コラム 法人の所得への課税以外の方法は？

法人への課税の方法は、所得（利益）ベースで課税する方法以外の方法もあります。他の課税方法としては、たとえば、消費税を上げることができるでしょう。

ほかにも、法人事業税は資本金 1 億円超の法人について外形標準による課税を取り入れています。この場合の法人事業税は、所得（法人の利益）ベースで課税する所得割、資本金等の額（法人の規模）ベースで課税する資本割、その年度の利益や損失に

給料・利子・賃借料を足し戻して計算される付加価値（法人が生み出した価値）ベースで課税する付加価値割を組み合わせる方法となります。

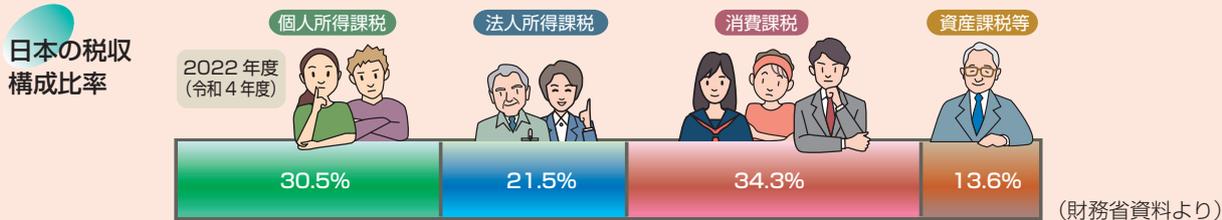
また、法人に対する住民税は、個人住民税と同様、所得に応じて課税する所得割と所得金額にかかわらず定額で課税する均等割を組み合わせています。

考えてみよう



法人に課税するのは当たり前？

法人の所得への課税による税収は、総税収の2割ほどになります。法人税は日本の主要な税金の一つといってもいいでしょう。しかし、法人の所得に課税を行うことって、本当に当たり前のことなのでしょうか。



法人への課税についてのさまざまな意見を検討してみましょう。

法人とは何か、あらためて考えてみようよ。

法人は、事業を遂行するためにつくられた株主などの個人の集合にすぎません。

ですから、法人に独自の担税力はありませんし、法人税は結局、法人を構成する株主などの個人に課される税と同じと考えられます。

法人税を廃止し、利益が分配された段階で株主などの個人に所得税を負担してもらうようにすれば十分なのではないでしょうか。



中小法人はともかく、大法人は個々の株主の考えとは無関係に経営されている部分はあるよね。法人の所得を株主の所得と同一視するのは反対だな。

法人税は所得税とは別に存在するべきだよ。

法人の利益損失を事業年度で区切って、いわば稼いだタイミングで課税するのは、そうしないと個人に分配されるまで課税が繰り延べられて、法人が介入しない取引との間で不公平になるからではないのかな。

でも、それは「法人税」という税金でまとめる理由にならないと思います。

実際に分配されたかどうかに関係なく、持分に応じて株主などに帰属する所得として所得税のルールの中で課税する方法だっていいはずですよ。



理論的にどうかという話ではなくて、単に効率を考えると法人税は必要だと思います。

法人の株主も法人、なんて当たり前にありますよね。その株主は？と延々と個人に行きつくまでさかのぼるなんて現実的ではないですよ。

法人は、個人とは別個の独立した存在だと思います。

でも、参政権はないんですよ。税の集め方について議会で法人は議論できないのに、課税されるのってなんだかかわいそうだな。



法人に課税すべきか、あなたの考えを理由とともに書きましょう。



(4) 消費税



消費税とはどのような税金ですか。



商品・製品の販売やサービスの提供、輸入など、国内で事業者が事業として対価を得て行うほとんどの取引に課される税金です。なお、消費税が課税されるものには、あわせて地方消費税も課税されます。取引の各段階ごとに標準税率 10% (うち 2.2% は地方消費税)、軽減税率 8% (うち 1.76% は地方消費税) の税率で課税されます。



消費税にはどのような特徴があるのですか。



消費税は景気の変動に左右されにくく、安定した財源を確保できることに、特徴があるといえるでしょう。少子高齢化が進み、近い将来、財源不足により福祉国家としての体裁を維持できなくなるとの意見があり、財源確保のために消費税が導入されたといわれています (日本の財政の現状について ▶ p.14)。

広く、薄く課税する、簡素なしくみが採られています。

日本の主な消費課税

一般消費税：原則としてすべての物品およびサービスの消費に対して課税		
直接税	なし	
間接税	消費税・地方消費税	
個別消費税：特定の物品およびサービスの消費に対してのみ課税		
直接税	ゴルフ場利用税	ゴルフ場の利用
	入湯税	鉱泉浴場への入湯
間接税	酒税	酒類
	たばこ税	製造たばこ
	揮発油税	揮発油 (ガソリン)
	石油ガス税	石油ガス (LP ガス)

コラム 消費税と水平的公平

間接税である消費税は、水平的公平を図るうえで優れていると説明されることがあります。

直接税の代表例である所得税が、垂直的公平を図るうえで優れていると説明されることと対照的です。

しかし、実は、間接税だから、消費税だから、という理由で水平的公平が確保されるわけでも、直接税だから、所得税だから、という理由で垂直的公平が確保されるわけでもありません。消費税が、ほとんどの取引について一定の税率で課税しているから、結果として水平的公平が確保されるのです。また、所得税は超過累進課税を行っているから、垂直的公平が確保されているのです。

かつて日本では、消費税が創設される前に、生活必需品以外のぜいたく品の取引についてだけ課税する物品税という税金がありました。間接税であり、かつ消費課税でもある物品税ですが、ぜいたく品を狙い撃ちするという点で垂直的公平を図るうえで優れている税金と考えることができるのではないのでしょうか。また今後、消費税についても複数の税率での課税が当たり前になってくるとすると、はたして「水平的公平を図るのに優れているのが消費税」という説明は成立するのでしょうか。

公平を考える上では、表面的な税金の分類ではなく、本質的にどのような性格の税金であるかを理解し考えていくことが大切です。

Q 3  消費税は文房具にもかかるので、私たちも税金を払っているのですね。

A 3  消費者が消費税を直接税務署に支払っているのではありません。消費者は、商品を買ったりサービスの提供を受けたときに、^か価額にふくまれた消費税分を^ね値段として負担しているのです。

▶ 1 基準期間の課税売上が年間1千万円を超えると納税義務者となります。

基準期間とは、法人についてはその事業年度の前々事業年度をいい、個人事業者についてはその年の前々年をいいます。

ただし、特定期間の課税売上高または給与の支払額によっては納税義務者になります。

課税売上とは消費税が課される取引の売上金額等をいいます。

Q 4  では、誰が消費税を税務署に払っているのですか。

A 4  消費税の納税義務者は商品を買ったりサービスを提供している事業者です。よく「消費税分値引き (いただきます)」などと書かれた値札をみるがありますが、たとえ事業者が消費税分を値引きしても、この事業者が納税^{まぬが}を免れるわけではありません。

Q 5  そうすると、事業者は消費税分を消費者からもらわないこともあるのですか。

A 5  消費税は価額にふくめて消費者に負担してもらうことを予定している税といわれます。しかし、価額は市場の動きに左右されやすいものなので、事業者が企業努力で消費税分を上乗せ^{うわ}しない場合や、価格競争のげげしい分野では消費税分を上乗せできないケースもあります。その場合でも消費税はふくまれていることになります。

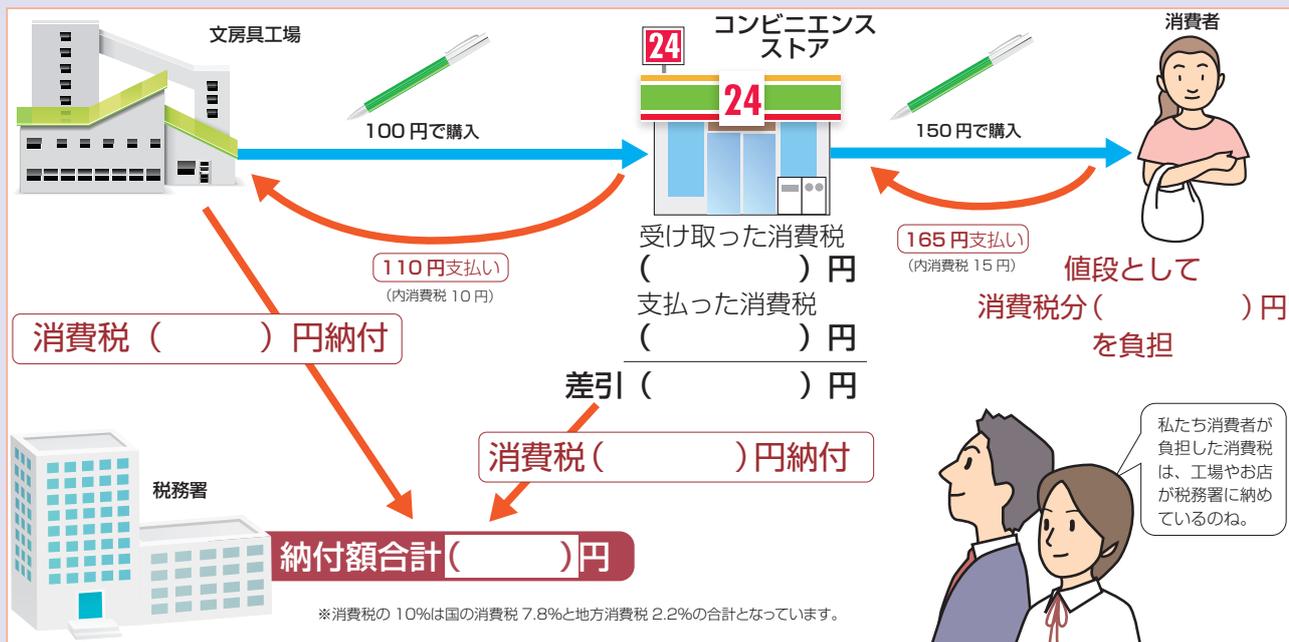
体験してみよう



消費税のしくみ

次の図では、文房具工場がコンビニエンスストアにボールペンを消費税込み110円で販売し、コンビニエンスストアが消費者にボールペンを消費税込み165円で販売しています。

文房具工場・コンビニエンスストアはそれぞれ消費税を何円ずつ税務署に納めることになるのでしょうか？図の空欄に書き込みましょう。



Q 6  インボイスという制度が導入されるということですが、どのような制度ですか。

A 6  インボイス制度（適格請求書等保存方式）とは、複数税率にも対応した仕入税額控除の方式で、令和5年10月1日から導入されます。このインボイス制度は、複数税率制度の下で適正に税収を確保するためのしくみでもあります。

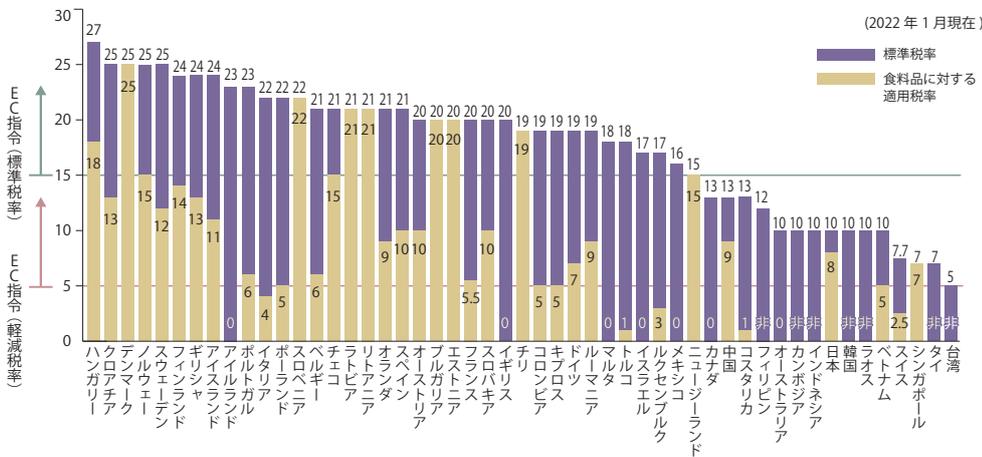
▶ 2 インボイス発行事業者（適格請求書発行事業者）の登録をすると、売上金額等に関係なく課税事業者として消費税の申告が必要となります。

Q 7  よく、消費税には逆進性があるといわれますが、それはどういうことですか。

A 7  食料品をはじめとする日常生活に必要な商品やサービスの消費は、所得の多い少ないによって大きく違うことはありません。こうした誰でもおなじように消費するものにかかる税金は、所得に応じて納める税金と違い、所得の少ない人ほど負担割合が大きくなる傾向があります。このことを逆進性といいます。そこで所得の少ない人への配慮の観点から「酒類・外食を除く飲食料品」などを対象に、消費税の軽減税率が実施されています。

Q 8  日本では現在、消費税率が10%と食料品などの軽減税率8%になりましたが、世界各国では、何%ですか。

A 8  世界を見渡すと消費税については、複数税率を用いている場合が多いです。標準税率と食料品に対する適用税率を比較すると下図のようになります。



財務省「諸外国等における付加価値税率（標準税率及び食料品に対する適用税率）の国際比較」より

「0」「非」とあるのは、食料品については「ゼロ税率」「非課税」であることを表します。

食料品に対する消費税の税率は？



1 上の資料を読み取り、下の文章を完成させてみましょう。

①表で紹介されている国のうち、一番税率が大きい国は（ ）です。

標準税率は（ ）%、食料品に対する税率は（ ）%です。

②デンマークやスロベニア、ラトビアほかいくつかの国では、

標準税率と食料品に対する税率に違いがあり（ ます ・ ません ）。

③アイルランドやイギリス、マルタほかいくつかの国では、食料品については消費税がかかってい（ ます ・ ません ）。

2 あなたは、食料品についての消費税の税率はどうあるべきだと考えますか？ 理由とともに書きましょう。



消費税のかからない取引もあるのですか。



あります。消費税のかからない取引の例としては、土地や商品券などの譲渡、利子、保険料、医療費などがあります。

考えてみよう



消費税のかからない取引とは？

消費税のかからない取引は、不課税取引、免税取引、非課税取引に分類できます。そもそも、消費税の課税対象は、国内において事業者が事業として対価を得て行う資産の譲渡や貸付け、役務の提供と輸入取引です。これに当たらない取引を一般的に不課税取引といいます。

不課税取引には、給与などの労働の対価、国外取引、対価を得て行うことには当たらない寄附や単なる贈与、出資に対する配当などが該当します。

免税取引は、課税資産の譲渡に当たりますが、一定の要件が満たされる場合に、その売上について消費税が免除されるものです。例えば、商品の輸出や国際輸送、外国にある事業者に対するサービスの提供などが免税取引に該当します。

非課税取引は、本来は課税取引に該当するにもかかわらず、消費税が課税されない取引のことです。

取引の中には、消費に負担を求める税としての性格から見て課税の対象とすることになじまないものや、社会政策的な配慮から課税することが適当ではないものがあるため、課税しないものとして分類されています。例えば、土地や商品券などの譲渡、預貯金の利子、住宅の貸付けなどが非課税取引に該当します。

消費税の非課税について、住宅の貸付けを題材にしたさまざまな意見を検討してみましょう。

住宅の貸付けは当初は課税取引だったそうだよ。非課税となったのは、まさに社会政策的な配慮によるためだね。でも、その根拠はどこにあるのかな？



人間の生活の基本要素は衣・食・住にあるからでしょう。住宅に消費税をかけるとその分、生活が厳しくなってしまうから、非課税にすべきだよ。

その理屈が通るなら、服も、食料品も非課税じゃないとおかしいな。



純粋に居住の用に供されるなら、そこから収益は発生しないよね。借主には消費税の担税力がないので非課税にしたのではないかな。一方で、事務所などで使う場合は、結果的に儲かっているかどうかは別にしても、そこから収益は発生するから、消費税が課税される、と。

駐車場は、自家用車を置くために借りても課税のままだよ。それに、さっきの衣・食・住の話に戻るけど、私服の購入だって買主には何の収益も発生しないから非課税でいいってことですか。一貫した理由づけになってないと思う。



「居住の用」なの微妙なので聞いてください。最近、在宅でリモートワークを始めました。部屋の配置の都合で、寝起きする部屋より、仕事に使っている部屋が大きいんだ。それに、プライベートな時間も休日だけで、あとは仕事で過ごしています。私の家賃は非課税でいいの？

消費税がかかる取引、かからない取引を分ける判断基準をどこに置くべきだろうか。

あなたの考えを理由とともに書きましょう。



(5) 相続税

Q  ^{そうそくぜい} 相続税とはどのような税金ですか。

A  相続税とは、死亡した人の財産を相続あるいは遺言^{いごん(ゆいごん)}によって受け継いだ人を対象に、受け継いだ財産の評価額をもとに課される税金です。

Q  相続税は何のためにあるのですか。

A  相続税があるのは、勤労によらないで相続という制度によりたまたま取得した新しい財産に対して、取得した財産に応じた負担を求めるためです。富が集中するのを抑える効果もあります。また、死亡した人が生前において課税されなかった所得等を相続開始の時点で清算する、所得税を補完する役割もあります。



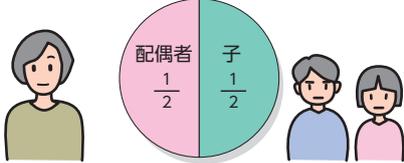
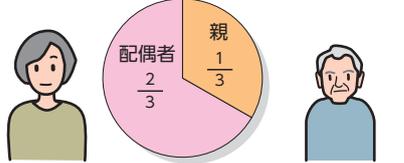
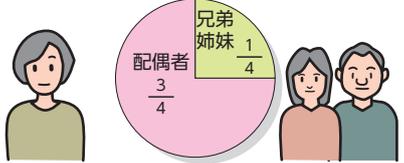
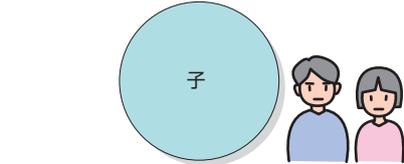
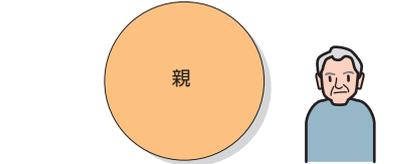
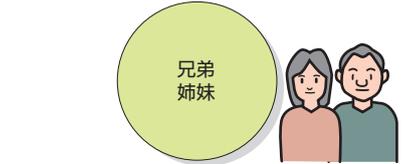
Q  死亡した人の財産が少なくても相続税がかかりますか。

A  死亡した人の財産（遺産）から借入金などマイナス財産と葬式費用などを差し引いたあとの遺産が、基礎控除額以下であれば相続税はかかりません。基礎控除額は〔3,000万円+ 600万円×法定相続人の数〕で算出します。

Q  法定相続人やその人たちがどのくらいの財産をもらえるかなどについて、どのように決められているのでしょうか。

A  法定相続人やどのくらいの財産がもらえるか（これを法定相続分といいます）については民法^{みんぽう}に下記のように定められています。

法定相続人と相続分

	子がいる場合	子がいない場合	子も親もない場合
配偶者がいる場合			
配偶者がいない場合			

実際に遺産を分ける場合には、法定相続分にしたがって分けることはそう多くありません。むしろ、相続人のあいだで分け方を協議^{きぎょう}して、それにもとづいて分けたり、遺言書^{いごんしょ}があるときはそれにしたがって分けます。

▶ 1 遺言書

法定相続人以外でも遺言により財産を受けとることができます。この場合も、相続税の対象となります。



Q 5 相続人がいない場合は、死亡した人の財産はどうなりますか。



A 5 家庭裁判所が、申立てにより、相続財産の管理人（相続財産管理人）を選任します。

相続財産管理人は、死亡した人の債権者等に対して債務を支払うなどして清算を行い、清算後残った財産を国庫に帰属させることになります。



Q 6 法定相続人以外に財産を残したい場合はどうすればよいですか。



A 6 遺言書を作成することにより、相続財産を相続人以外の者や法人に無償譲与することができます。これを遺贈いそうといいます。Q5の場合も、あらかじめ遺言により相続財産を任意の団体などに遺贈することもあります。

考えてみよう



配偶者についての諸規定の適用対象者は？

現在、家族のかたちは多様化してきています。税制はそんな世の中に追いついているのでしょうか。相続税を題材に考えてみましょう。

現在、法定相続分がある配偶者はいくうとは死亡した人と法律上の婚姻関係にあった人を行い、内縁関係ないえん（事実婚）の人は含まれません。また、相続税には、配偶者の税額軽減という制度があります。これは、死亡した人の配偶者が遺産相続や遺贈により実際に取得した正味の遺産額について一定の金額までは相続税がかからないという制度です。

内縁関係（事実婚）の人でも遺贈などの方法で死亡した人の遺産を受け取ることはできますが、配偶者の税額軽減の適用対象にはなりません。

上記のように、法律上の婚姻関係にある配偶者の立場か、それ以外の立場かで、相続税の負担に違いが生じています。これら諸規定の適用対象についてのさまざまな意見を検討してみましょう。

それぞれの姓を変えたくないという理由で法律上の婚姻関係を結んでいないカップルは、適用対象に含めていいと思います。



法律上の婚姻関係を結ぶかどうか選べる場合にまで適用対象を広げるのは反対です。同一の性別であるという理由で法律上の婚姻関係を結べないカップルみたいに、現時点で選択の余地がない場合に限って対象を広げるべきです。



人の事情はそれぞれ違うし、すべてに対応できるようなルール作りは無理だと思います。今の、法律上の婚姻関係の有無で区分けする基準は妥当だと考えます。



ルールの上では選択肢があることと、現実には選択できるかどうかは違うと思います。法律上の婚姻関係にあったパートナーと連絡が取れないなどの理由で離婚ができず事実婚をせざるを得ないカップルについて、救済方法はないのでしょうか。



配偶者についての諸規定の適用対象者を変更すべきか、あなたの考えを理由とともに書きましょう。



Q 7  遺産にはどのようなものがありますか。相続税のかからない遺産はどのようなものですか。

A 7  具体的には、次のようなものです。

相続財産となるもの	亡くなった人が死亡の日に所有していた現金・銀行預金・郵便貯金・株式・ <small>てうしゃさい</small> 公社債・ <small>しんたく</small> 投資信託・土地・建物・事業用財産・家庭用財産・ゴルフ会員権など一切の財産。
相続財産にはいるもの	死亡にともなって支払われる退職金や生命保険金などは、死亡の日現在では亡くなった人の財産ではありませんが、相続税の計算上では相続財産とみなされます。
相続税のかからない財産	①お墓・ <small>はか</small> 仏壇・ <small>さいく</small> 祭具など ②相続人が受け取った生命保険金のうち、法定相続人1人につき500万円までの部分 ③相続人が受け取った退職金のうち、法定相続人1人につき500万円までの部分
相続財産から控除できる債務	亡くなったときにあった借入金、未払いの税金、お通夜や葬式にかかった費用は相続財産から差し引くことができます。

Q 8  相続税の計算はどのようにするのですか。

A 8  課税される遺産総額を、各相続人等が法定相続分で分割したものと仮定します。それぞれについて超過累進課税を適用したあと合計し、相続税の総額を算出します。それを実際に分けた正味の遺産額に応じてあん分するという、計算のしくみになっています。

コラム 残した財産への課税か？ 引き継いだ財産への課税か？

相続税の課税方式を大別すると、被相続人の遺産総額に応じて課税する遺産課税方式と、個々の相続人が取得した遺産額に応じて課税する遺産取得課税方式とに分類できます。

相続税を納めたあと残った財産を分割するのか、分割したあとそれぞれが相続税を納めるのか、大差ないように見えるかもしれませんが、超過累進課税を行うと、どちらの方式によるかで、算出される相続税額に違いが出てくるのです。

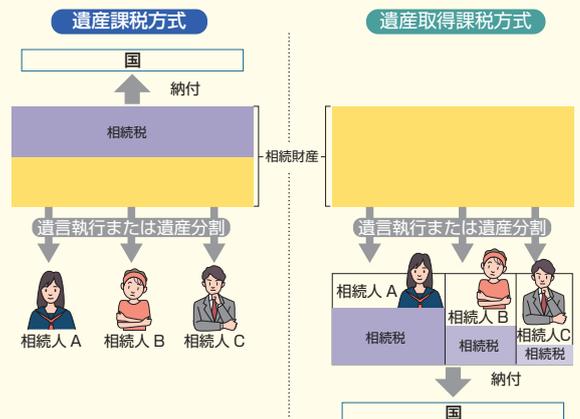
遺産課税方式には、被相続人の所得税を補完する意義もあり、作為的な遺産分割による租税の回避を防止しやすい点、税務の執行が容易な点といったメリットがあります。

遺産取得課税方式には、富の集中化の抑制に大きく貢献する点、同一の被相続人から財産を取得した者間の取得財産額に応じた税負担の公平が期待できる点といったメリットがあります。

日本では、遺産取得課税の建前を維持しつつ、各相続人等が相続等により取得した財産の合計をいったん法定相続分で分割

したものと仮定して相続税の総額を算出し、それを実際の遺産の取得額に応じてあん分するという計算のしくみ（法定相続分課税方式）がとられています。

相続税の課税方法としての遺産課税方式と遺産取得課税方式の概念図



体験してみよう



相続税の計算

死亡した人の遺産の額（正味の遺産額）の合計が1億4,800万円、相続人が妻・長女・長男の3人でした。妻が遺産の2分の1にあたる7,400万円、長女・長男とも遺産の4分の1にあたる3,700万円を相続することにしました。

実際に納める相続税の金額について計算した以下の計算式を完成させましょう。

① p.45 A3 を参照しながら、基礎控除額を計算しましょう。

$$3,000 \text{ 万円} + 600 \text{ 万円} \times \text{法定相続人 () 人} = () \text{ 円} \dots A$$

② 課税される遺産総額は、正味の遺産額から基礎控除額を差し引いた金額です。

$$1 \text{ 億} 4,800 \text{ 万円} - A () \text{ 円} = () \text{ 円} \dots B$$

③ 課税される遺産総額を法定相続分（p.45 A4 を参照してください。）であん分します。

なお、同じ立場の法定相続人は、法定相続分をさらに同じ立場にいる人数で等分します。この設例では長女・長男の二人が同じ「子」という立場ですので、子の法定相続分をさらに2分の1ずつ分け合います。

$$\text{妻 } B () \text{ 円} \times () = () \text{ 円} \dots C$$

$$\text{長女・長男 } B () \text{ 円} \times () \times () = () \text{ 円} \dots D$$

④ 相続税の速算表を用いて相続税額を計算します。

$$\text{妻 } C () \text{ 円} \times () \% - () \text{ 円} = () \text{ 円} \dots E$$

$$\text{長女・長男 } D () \text{ 円} \times () \% - () \text{ 円} = () \text{ 円} \dots F$$

⑤ 相続税の総額は () 円です。…G

$$\text{妻 } E () \text{ 円} + \text{長女 } F () \text{ 円} + \text{長男 } F () \text{ 円} \text{ の合計です。}$$

⑥ 相続税の総額を実際に分けた額であん分した金額が実際の納税額です。

$$\text{妻 } G () \text{ 円} \times 7,400 \text{ 万円} \div 1 \text{ 億} 4,800 \text{ 万円} = () \text{ 円}$$

→ ※ 配偶者の税額軽減制度により、納税額は0円になります。

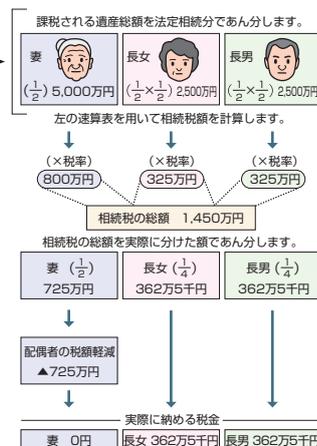
$$\text{長女・長男 } G () \text{ 円} \times 3,700 \text{ 万円} \div 1 \text{ 億} 4,800 \text{ 万円} = () \text{ 円}$$

課税価格	税率	控除額
1,000万円以下	10%	-
3,000万円以下	15%	50万円
5,000万円以下	20%	200万円
1億円以下	30%	700万円
2億円以下	40%	1,700万円
3億円以下	45%	2,700万円
6億円以下	50%	4,200万円
6億円超	55%	7,200万円

計算方法は以下のとおりです。

$$\text{基礎控除額} = 3,000 \text{ 万円} + (600 \text{ 万円} \times 3 \text{ 人}) = 4,800 \text{ 万円}$$

$$\text{課税される遺産総額} = 3 \text{ 人の正味の遺産額} - \text{基礎控除額} = 1 \text{ 億} 4,800 \text{ 万円} - 4,800 \text{ 万円} = 1 \text{ 億円}$$



▶ 1 被相続人

相続される財産・権利及び債務のものの所有者のこと。



相続税はいつまでに申告、納税をするのですか。



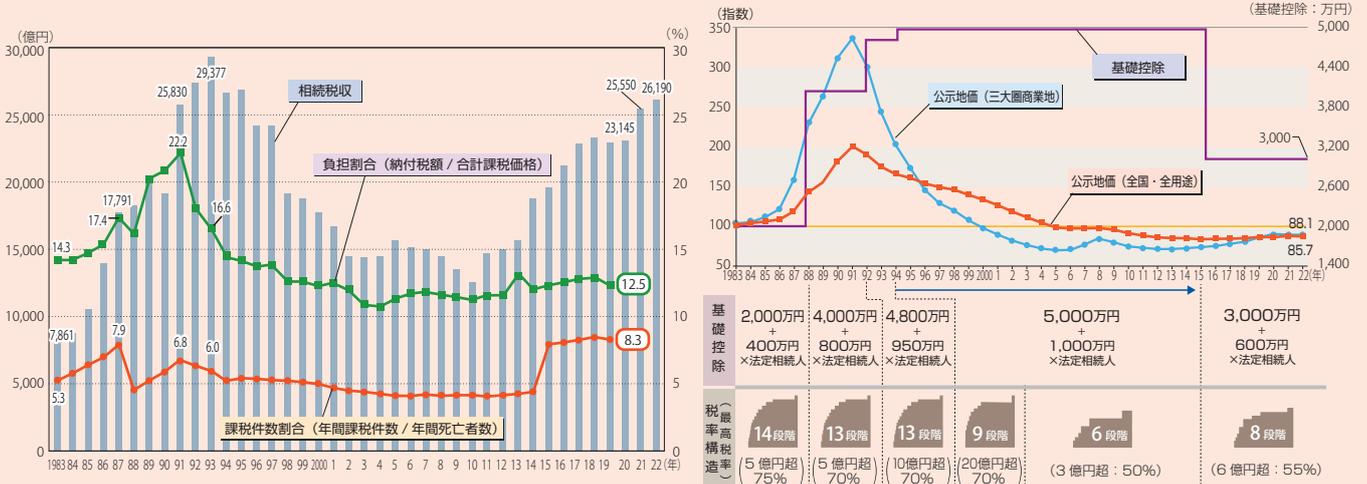
相続の開始があったことを知った日（通常の場合は被相続人が亡くなった日）の翌日から10か月以内に、被相続人の住所地の所轄税務署に申告して納税します。



考えてみよう

公平な相続税の課税方法とは？

以下に引用した、財務省 HP で公表されている「相続税の課税件数割合および相続税・贈与税収の推移」と「地価公示指数の推移と相続税の改正」の資料についてのさまざまな意見を検討してみましょう。



公示地価の指数だけ見ると、基準 (100) の 1983 (昭和 58) 年に近づいてきています。基礎控除や税率構造をその当時のものに戻すのも一つの方法ではないかな。
控除は少ないし、最高税率は高いけど、課税件数割合は 5.3% と 2019 (令和元) 年よりかなり少ないです。



最高税率が 75% だった時があったのはびっくり。所得税も税率 75% の時代があったらしいけれど、私的財産権が侵害されるという問題は議論されていなかったのかな。

公示地価が下がったら基礎控除も下げたみたいだけれど、グラフをみると時期が一致しているとは思えない。もっと弾力的に変更しないと、不公平感が出ると思う。



相続税の税収も景気に左右される？ 改正が追い付いてないだけでは。

富の再分配機能をもっと強化させるべきです。遺産が 10 億円以上ある人に 75% ぐらい課税しても、2 億 5 千万円残るわけだし、そういう人の家族は、すでに個人個人で財産持っているから、引き継ぐ遺産が減少しても困らないはずですよ。



90 歳以上で死亡すると相続人はすでに 70 歳前後。この世代の人は遺産はいらないのではないかな。相続人の年齢によって税率を変えるような調整方法もあるのではないのでしょうか。



2015 (平成 27) 年から適用された改正では、基礎控除を減らし、税率の段階を増やしています。その結果として、負担割合は大きく変わっていないにもかかわらず、相続税収と課税件数割合の増加が顕著です。相続税の課税ベースの拡大は、もはや富の再分配機能以上に財源調達機能を相続税にも期待しているという事なのだと思います。



あなたは公平な相続税の課税方法はどのような方法だと考えますか？ 理由とともに書きましょう。

(6) 贈与税

Q **1** **Q** 1 **贈与税とは、どういう税金ですか。**

A **1** **A** 1 **個人から不動産や現金などを無償でもらったときに、もらった人にかかる税金です。**

Q **2** **Q** 2 **贈与税はどうしてあるのですか。**

A **2** **A** 2 **贈与税は相続税を補うためにある税金で、相続税法のなかで相続税とともに規定されています。相続税は亡くなった後に分けた財産に対してかかる税金ですが、生きているうちに分けた財産（これを生前贈与といいます）に対しては税金がかからないとすれば、みんなが生前に贈与をして、相続税がかからないようにするでしょう。これでは公平な課税が実現できなくなってしまいます。そこで相続税を補うために贈与税が設けられています。速算表をみくらべるとわかるように、相続税よりも贈与税の方が税金の負担が重くなっています。**



▶ 1 相続税の速算表は p.48 を参照。

Q **3** **Q** 3 **贈与税には相続税にある基礎控除額のようなものはないのですか。**

A **3** **A** 3 **あります。基礎控除額は 110 万円です。これは、一人の人がその年の 1 月 1 日から 12 月 31 日までの 1 年間に贈与を受けた財産の合計が 110 万円までは贈与税がかからないということです。**

Q **4** **Q** 4 **贈与税はどのように計算するのですか。**

A **4** **A** 4 **それではここで上の贈与税の速算表を使って、贈与税の計算をしてみましょう。**

はまさき
浜崎ひかるさん（25 歳）が 1 月 1 日から 12 月 31 日までのあいだに、おじさんから 100 万円（一般贈与財産… a）、おじいさんから 400 万円（特例贈与財産… b）をもらった場合、浜崎さんが支払う贈与税は次のように計算します。

500 万円（1 年間に贈与を受けた財産の合計額）－ 110 万円（基礎控除額）＝ 390 万円（課税価格）

a に対応する金額：(390 万円 × 20% － 25 万円) × (100 万円 / 500 万円) = 106,000 円…①

b に対応する金額：(390 万円 × 15% － 10 万円) × (400 万円 / 500 万円) = 388,000 円…②

…①＋②＝ 494,000 円（贈与税額）

もらった現金 5,000,000 円－税務署に支払う税金 494,000 円＝ 4,506,000 円（浜崎さんが使えるお金）

Q **5** **Q** 5 **贈与税はいつまでに申告、納税するのですか。**

A **5** **A** 5 **贈与を受けた年の翌年 2 月 1 日から 3 月 15 日までのあいだに住所地の所轄税務署に申告書を提出し、税金も納めます。**

贈与税の速算表

課税価格	一般税率 (一般贈与財産)	控除額	特例税率 (特例贈与財産)	控除額
200万円以下	10%	—	10%	—
300万円以下	15%	10万円	15%	10万円
400万円以下	20%	25万円	20%	30万円
600万円以下	30%	65万円	30%	90万円
1,000万円以下	40%	125万円	40%	190万円
1,500万円以下	45%	175万円	45%	265万円
3,000万円以下	50%	250万円	50%	415万円
4,500万円以下	55%	400万円	55%	640万円
4,500万円超				

※ 直系尊属（父母や祖父母など）からの贈与により財産を取得した受贈者（財産の贈与を受けた年の 1 月 1 日において 18 歳以上の者に限ります。）については、「特例税率」を適用して税額を計算します。

※ この特例税率の適用がある財産のことを「特例贈与財産」といいます。また、特例税率の適用がない財産（「一般税率」を適用する財産）のことを「一般贈与財産」といいます。

※ 生前贈与に関して相続時精算課税制度もあります。



考えてみよう

相続税や贈与税を課税する意味

相続税の機能と課税目的については、税収の確保に加え、富の再分配を図るとともに、所得課税の補完をすることにあるとされています。

富の再分配とは、富の集中を排除し、国民間の経済的格差を是正することをいいます。

また、所得課税の補完とは、被相続人の生前における所得について相続時に清算的に課税するとともに、相続財産を取得した相続人の純資産の増加を一種の所得とみて税負担を求めることをいいます。

さらに、近年では、高齢化の進行に伴って急増している社会保障費の調達という視点が付加されました。

しかしながら、国際的にみれば、相続税はどの国にも存在するわけではありません。

日本を除く G7 諸国（アメリカ・イギリス・ドイツ・フランス・イタリア・カナダ）のうち、相続税制のない国はカナダのみですが、2017（平成 29）年 2 月・経済産業省の委託調査「対内直接投資促進体制整備等調査」によると、G7 諸国以外において相続税制のない国又は地域は 83 か国であり、その数は相続税制のある 44 か国を大きく上回っています。

相続税を課税することについて、さまざまな意見を検討してみましょう。

介護、医療、年金などの社会保障給付は、高齢者が多くを享受しています。その財源は高齢者を含めて広範囲に調達すべきです。相続財産に広く課税する相続税が望ましいです。



社会保障費は国家予算の 30% 超ですよ。その多くを相続税収で賄うことは事実上不可能です。税制全体で対応すべき問題で、相続税の課税根拠として強調しすぎるのは反対です。

相続税の場合には、所得課税と異なり、その課税が勤労意欲に直接的に影響を与えることはありません。所得税を増税するより、相続税の課税を強化することを希望します。



家族に財産を残すことも、所得を稼ぐことへの立派なモチベーションになると思うけどな。相続税で納税するならどんどん使っちゃったほうがいい、ということになりかねないです。
あれ？ 相続税が増えると消費が増えて、消費税収も増えることになる？ バランス感覚に気をつけて制度設計すれば、税収増加の手段になったりするかも。

相続人の高齢化、少子化の進行、人口の減少といった社会構造の変化の中で、若年層への早期の資産移転を促進することにより、経済の活性化を図る必要があります。一定の条件を満たした住宅取得資金や教育資金以外にも、贈与税の非課税の特例を設けるのはどうかな。



そもそも、多額の生前贈与できる人は限られているよね。特例の乱発は資産格差の固定化につながるんじゃないかな。贈与税の基礎控除額を引き上げること、税率構造を緩和することが適当だと思うよ。

相続税がない国や地域がこんなに多いのは驚きです。富裕層の国外転出の防止、富裕層の国内誘致の促進のほか、経済活動の国際競争力の向上を考えると、相続税・贈与税の廃止も選択肢としてありえると考えます。



相続税や贈与税を課税すべきか、あなたの考えを理由とともに書きましょう。

(1) 申告納税方式と賦課課税方式



Q 税金の申告と納税の制度は、どのようになっているのですか。



A 税金をいくら納めればよいのかを確定する方法として、申告納税方式と賦課課税方式の二つがあります。



Q 申告納税方式とはどんな方式ですか。



A 納税者が税法の定めにしたがって自分で計算して作成した、確定申告書を提出して税金を納める方式です。

これは納税者の申告によって税額が確定することを原則とし、ほとんどの国税についてこの方式が採用されています。地方税の場合、このおなじ方式を申告納付・納入方式といい、法人住民税、法人事業税などに採用しています。



Q 賦課課税方式とはどんな方式ですか。



A この方式は、納める税額を税務署や都税事務所が確定し、確定した税額を納税義務者に通知する方式です。地方税では、この賦課課税方式が原則的に採用され、納める方法として特別徴収と普通徴収の二つの方法があります。

▶1 税務署や都税事務所（税務行政庁）
p.55 の組織図参照。

(2) 青色申告と白色申告



Q 青色申告とは何ですか。青色申告と白色申告にはどんな違いがありますか。



A 青色申告とは、所得税の場合、事業所得や不動産所得または山林所得のある納税者が正規の簿記の原則にしたがって日々の収入・支出を現金出納帳などの帳簿に正確に記帳し、この帳簿にもとづいて、所得と税額を計算して、申告することを行います。青色申告することについては、税務署長の承認が必要ですが、税金の計算などでいろいろな特典が与えられています。

これに対して、白色申告の場合は、これらの税金計算についての特典はありませんが、帳簿を備え付けて日々の収入・支出を記帳するとともに、帳簿や書類を保存する必要があります。

▶2 青色申告

青色申告という言葉は、青色の特別な用紙を使用していたことによるものです。なぜ青色に決定されたかについては、第二次世界大戦後の1949（昭和24）年、日本の税制改革について勧告したアメリカのシャープ博士が来日したときの日本の空の色にヒントを得たといわれています。

(3) 期限内申告と期限後申告



Q 申告はいつまでにするのですか。



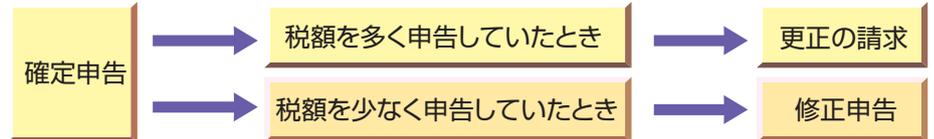
A 申告納税の国税や申告納付の地方税には、それぞれの税法のなかに、いつまでに申告しなければならないという期限が定められています。この期限を法定申告期限といい、法定申告期限内に提出された申告を期限内申告といいます。

法定申告期限後に自主的に提出された申告は期限後申告といいます。

(4) 更正の請求と修正申告

Q 申告した税金の額が間違っていたことに気がついた場合には、どうしたらいいのでしょうか。

A 確定申告をした後に計算誤りなど申告内容に誤りがあることに気がついた場合は、申告内容を訂正することができます。税額を多く申告していた場合は「更正の請求」、税額を少なく申告していた場合は「修正申告」をして申告内容を訂正することができます。

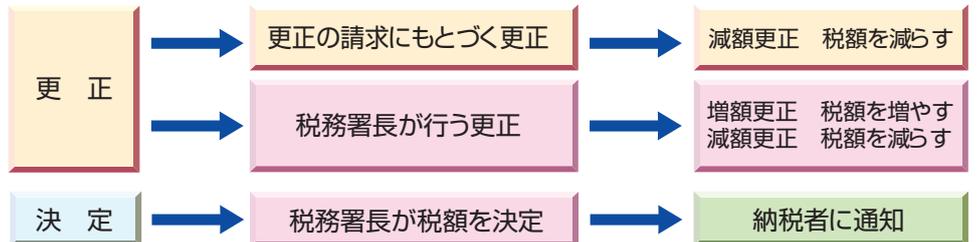


(5) 税務署が行う更正と決定

Q 税務署が、税金の額を確定することがあるのですか。

A 申告納税方式の税金の額は自らの申告によって確定しますが、納税者が提出した申告の内容に誤りがあった場合や申告しなければならない人が申告していなかった場合などには、税務署が調査にもとづいて税額を確定することがあります。

納税者から提出された申告書に対して税額を増加させる、または減少させる手続きを更正といい、申告書が提出されていない場合に税務署が税額を確定する手続きを決定といいます。



(6) 納税についてのペナルティ

Q 修正申告をしたり更正や決定を受けて税金を納付した場合や、税金を期限までに納付しなかった場合にはペナルティがあるのでしょうか。

A 修正申告をしたり更正によって増えた税金を納付した場合や、定められた期限までに税金を納付しなかった場合などは、適正な申告をした納税者、納期限までに納付した納税者との公平を期すために、**附帯税**が課されます。

おもな附帯税の種類は次のとおりで、納付した税額に対して課されます。

附帯税の種類	附帯税が課せられるとき
延滞税	税金を法定納期限までに納付しない場合に、法定納期限の翌日から完納するまでの期間に応じて課税されます。
加算税	過少申告加算税 期限内申告書が提出された場合において、その後、修正申告または更正がなされ、当初の申告納税額が過少となったときに課されます。
	無申告加算税 法定申告期限内に申告がなされず、期限後申告または決定によって税額が確定したときに課されます。
	重加算税 偽装隠蔽という不正行為を行った場合に、特別に重い負担として課されます。

コラム デジタル化と申告納税制度の理念

デジタル技術の活用によりサービスや仕事のあり方を変革する、デジタル・トランスフォーメーション（DX）を推進する動きが社会全体で広まっています。行政のDX化についても2021（令和3）年9月に設置されたデジタル庁の主導の下、取り組みが進められています。

税務行政のDXも、政府の方針にもとづき、以下を基本的指針として取り組まれています。

- ① 利用者目線の徹底
- ② 万全なセキュリティの確保
- ③ 業務改革（BPR）の徹底

そして、税務署に行かずにあらゆる税務手続きができる社会を目指す取り組みとして、たとえば確定申告の簡便化があります。

所得税については、マイナポータルを通じて入手したデータを取り込むしくみなどにより、確定申告に必要なデータ（給与や年金の収入金額、医療費の支払い額など）を自動的に申告データに反映、数回のクリック・タップで申告が完了するシステムが実現しています。

自宅のパソコンやスマートフォンで、確定申告をするような時代が来たのです。

このように、税務行政のデジタル化が推進されたことにより、利便性は向上しました。

一方で、納税者意識についてはどうなのでしょう。

自分の所得および税額を自ら計算し納付する申告納税制度は、民主国家の財政を国民自らが支えるという民主的納税思想に根ざすと考えられています。そして、申告納税制度が適正に機能するためには、法令で定められた納税義務を自発的にかつ適正に履行し法令遵守しようとする意識、高い納税者意識が必要です。

便利になった代償として、なぜそのような申告になるのか、なぜそのような納税になるのかといった点を顧みることなく、機械的に作業を行うことが申告納税制度なのだという理解が広まれば、社会にとってはマイナスです。

納税者意識の維持向上の妨げにならないような取り組みも必要でしょう。

▶1 BPR 「Business Process Re-engineering（ビジネスプロセス・リエンジニアリング）」の略称で、業務が目指す目的のために、業務の過程・手続き・職務分担・システムなどを最適に改善するという考え方。

▶2 マイナポータル マイナンバーカードを用いて、行政手続きの簡素化や自身の所得や課税情報の確認と利用をするためのポータルサイト。<http://myna.go.jp/html/index.html>

広島国税局／パソコン スマホから確定申告
https://www.nta.go.jp/about/organization/hiroshima/topics/kakutei_shinkoku/r01/01.htm

国税庁／所得税（確定申告書等作成コーナー）
<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/tebiki/2021/kisairei/sp/pdf/01.pdf>

税務調査と不服申立て

(1) 一般の税務調査と強制調査

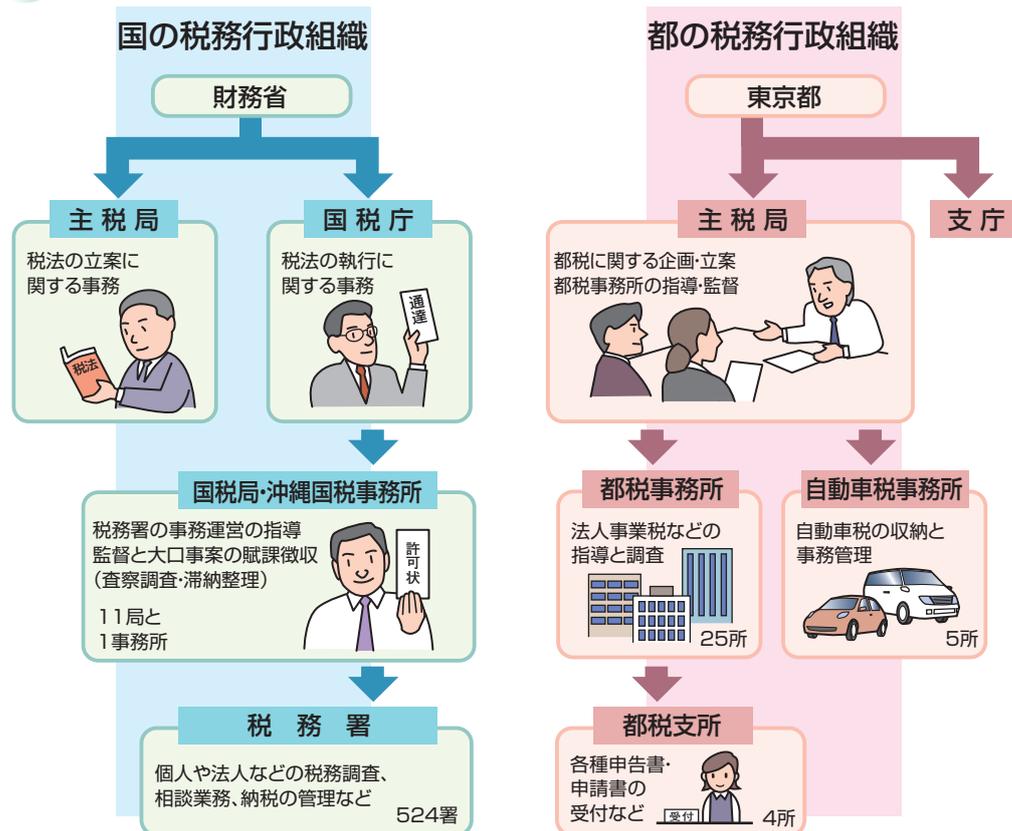
Q **1** **税務調査とはどのようなことをするのですか。**

A **1** 税務調査には任意調査といわれる一般の税務調査と強制調査があります。一般の税務調査とは、税務署が納税者の申告等が適正であるのかを確認するために行う調査です。税務署の職員が納税者の仕事場などに訪ねてきて、納税者に事業の具体的な内容や特色、帳簿

の記載内容などについて質問したり、関係資料の提出を求めます。通常「税務調査」というと、この一般の税務調査のことをいいます。

強制調査とは査察ともいわれ、悪質な脱税をしている納税者に対して刑事責任を追及するために行う調査です。裁判官が発行した許可状にもとづいて納税者の事務所や自宅において強制調査を行い、証拠となる資料を差し押さえて最終的に検察官に告発をします。

税務行政組織図



※ 各地方公共団体によって組織が異なります。

コラム マルサで有名な査察とは……

多くの納税者は適正な申告と納税を行っているのですが、なかに故意に不正な手段で税金を免れようとする者がいることは非常に残念なことです。脱税は反社会的な行為で、犯罪であり、責任がきびしく追及されます。特に大口・悪質な脱税者には単に税金を納めさせるだけでなく、一般の犯罪捜査に準ずる方法で調査が行われ、その結果にもとづき検察官に告発されます。

判決の状況

有罪判決の割合	100.0%
脱税額	平均：約 9,900 万円
懲役	平均：約 1年 3 か月
罰金	平均：約 1,500 万円

(令和3年度中の第一審判決 117件)
(国税庁「令和3年度 査察の概要」より)



脱税の調査は国税査察官という調査の専門官によって行われ、脱税が裏付けられると検察官へ告発します。この査察調査という特別な調査がマルサといわれる国税査察制度です。

(2) 再調査の請求と審査請求、訴訟

Q 1 納税者が税務署から受けた更正または決定に不服がある場合には、どうしたらいいのでしょうか。

A 1 **まず再調査の請求をします。**
更正または決定の通知を受けた日の翌日から3か月以内に税務署長に対して「再調査の請求」または直接、国税不服審判所長に対して審査請求を行います。税務署長はその処分が正しかったかどうか改めて見直しを行い、その結果を「再調査決定書」により納税者に通知します。

なお不服があるときは審査請求をします。

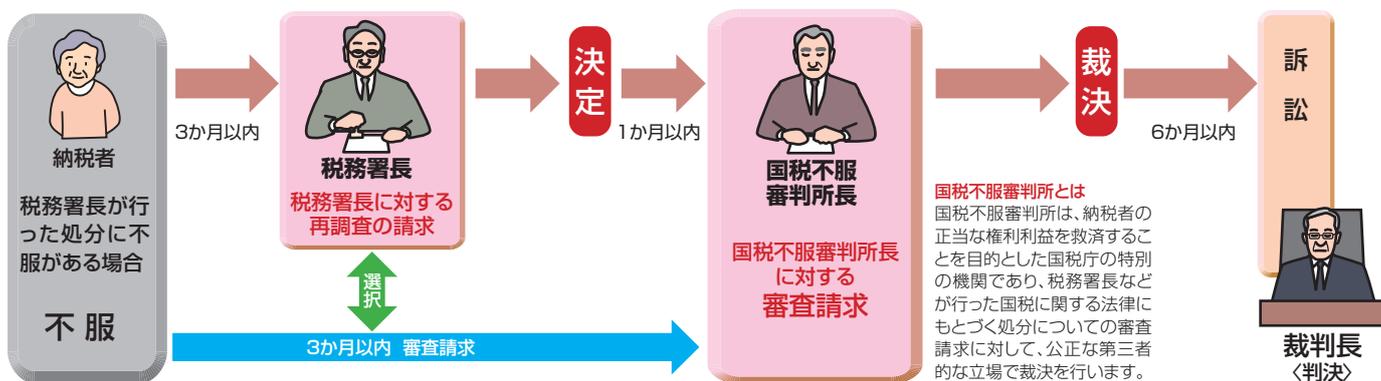
「再調査決定書」の内容になお不服があるときは、再調査決定の通知を受けた日の翌日から1か月以内に国税不服審判所長に対して「審査請求」を行います。

国税不服審判所長は、税務署長の処分が正しかったかどうかを調査・審理をしてその結果を「裁決書」により納税者と税務署長に通知します。

さらに不服があるときは訴訟を起こすことができます。

国税不服審判所長の裁決を受けたあと、なお不服があるときは、裁決の通知を受けた日の翌日から6か月以内に裁判所に「訴訟」を起こすことができます。

納税者は申立てや訴訟にあたり、税理士を代理人や補佐人に選任することができます。



(3) 納付期限の延長

Q 1 お金が足りなくて税金を納付期限までに納めることができない場合には、どうしたらいいのでしょうか。

A 1 税金は定められた期限までに納付するのが原則ですが、何らかの理由で税金を納めることができない場合には、次のような納付期限延長の救済制度が設けられています。ただし、延納期間中、利子税が課税されていきます。

納期限の延長	災害などのやむを得ない理由によって税金の納付が不可能な場合には、その理由のやんだ日から2か月以内に限り、納期限の延長が認められています。
延納	所得税・相続税・贈与税について、納税者が納税資金の準備をする期間として、納付の延長が認められています。



納税者の権利と義務

(1) 納税の義務

憲法は国民に納税の義務を課し、豊かで文化的な、安心・安全な国家のための資金を、税法にもとづいて公平に負担することを求めています。税金を納めなかったり、納付が遅れると、加算税や延滞税などが賦課されます。とくに不正な手段による脱税や過少の納税は、厳しく罰せられます。こうしたことは適正に納税している者との負担の公平や、申告納税制度、租税制度への国民の信頼にこたえるためにも必要なことです。

(2) 納税者の理解と協力

しかし、どんな租税制度も納税者の理解と協力がなくては成果をあげることができません。税制がますます複雑になっていくなかで、税務行政庁が効率よく円滑に仕事をするために、どのようにすれば納税者の理解と協力を得ることができるか、また納税者が納得感を得ることができるか、大きな課題です。



(3) 納税者の権利の保護

このような共通の課題をかかえる OECD に加盟している多くの国で、納税者の理解と協力を得る方法として、納税者の権利保護を確立することが重要と考えられるようになり、権利保護が法律または行政活動の指針として定められるようになってきました。これらの法律や指針は国民に広く知らされ、納税者への丁寧な説明が行われています。納税者の権利を実質的に保障する内容は国により異なりますが、おおよそ次のようなものです。

- ① 情報を受け、援助をされ、聴聞を受ける権利
- ② 不服申立ての権利
- ③ 正しい税額のみを納税する権利
- ④ 予測可能性の確保
- ⑤ プライバシーの保護
- ⑥ 機密及び秘密保持の権利

1986年、イギリスでは、納税者保護や権利救済をまとめた「納税者憲章」を定め、これを社会のすみずみまで広報しました。以来、納税者の協力が高まっているということです。このことは日本においても納税者権利保護の定めが、税務行政庁にとっても、国民にとっても、必要であることを教えてください。

▶ 1 経済協力開発機構

(Organisation for Economic Cooperation and Development) 1961年に発足した先進工業諸国の経済政策を調整するための国際機関。2022年11月現在 38か国が加盟。





知っていますか？ 税理士のこと



税理士バッジ
(実物の1.5倍)

(1) 税理士制度

税理士制度は、税理士法により、税務に関する業務を税理士と税理士法人に独占して与えている職業専門家制度です。納税者が税法にもとづいた適正な申告と納税ができるように代理人として税理士が援助することによって、申告納税制度がより円滑に運営されるとともに、納税義務の適正な実現を図ることを使命としています。

(2) 税理士は納税者の代理人

健康のことは医者、裁判や法律のことは弁護士に相談するように、税理士は、納税者の代理人として申告書の作成や税金に関する相談に応じる税の専門家です。たとえ“無料”でも税理士資格のない人が税理士業務を行うことはできません。

資格のある人でも、必ず下記の税理士会に登録・所属して、身近な税金の相談相手として活躍しています。

日本税理士会連合会を構成する
日本各地の税理士会

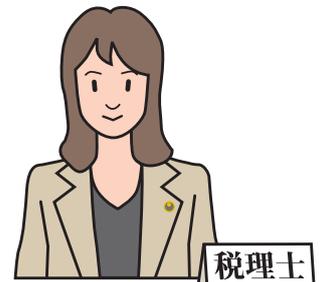


税理士法

第1条【税理士の使命】 税理士は、税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念にそつて、納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図ることを使命とする。

(3) 税理士の仕事

税務代理	確定申告（電子申告もできます）、青色申告の承認申請、税務調査の立会い、税務署の更正・決定に不服がある場合の申立てなどについて代理します。
税務書類の作成	確定申告書、相続税申告書、青色申告承認申請書、そのほか税務署などに提出する書類を納税者に代わって作成します。
税務相談	申告・申請、不服申立てなどについて相談に応じます。
会計業務	税理士業務に付随して財務書類の作成、会計帳簿の記帳の代行、その他の財務に関する事務を行います。
補佐人制度	税務訴訟において納税者の正当な権利、利益の救済を援助するため、補佐人として、弁護士である訴訟代理人とともに裁判所に出席し、陳述（出廷陳述）します。
地方公共団体の外部監査	税理士は、法律で定められた税に関する唯一の職業専門家として、都道府県や市（区）町村における税金の使途をチェックする外部監査の役割を担って、社会公共の利益を守っています。
登録政治資金監査人	政治資金規正法により、政治資金適正化委員会に登録し、国会議員関係政治団体の収支報告書の政治資金監査を行います。
会計参与	中小企業の計算関係書類の信頼を高めるため、税理士（税理士法人を含む）が取締役と共同して計算関係書類を作成し、会社とは別に備置き・開示する職務等を担う制度です。



(4) 税制建議と社会貢献

税制建議	税理士法の規定にもとづいて、税理士会は毎年、財務省、国税庁、総務省自治税務局、税制調査会などに税務行政・租税に関する建議を行っています。
社会貢献	<ul style="list-style-type: none"> ①確定申告期間や税を考える週間などに、無料で税務相談を行っています。また、納税者支援センターを常設し、相談に応じています。 ②裁判所の民事、家事の調停制度などに積極的に参画しています。さらに、成年後見支援センターを常設し、相談に応じています。 ③小中学校や高校などで「税を通して社会を考える教育」租税教育を実施しています。さらに、大学では寄附講座などを開設しています。このように、税理士の知識や経験を生かし、社会貢献に努めています。

よく公認会計士と混同されますが、それぞれの主な仕事は次のとおりです。

税理士	公認会計士
税務に関する専門家 <ul style="list-style-type: none"> ● 確定申告・調査立会い・不服申立てなどの代理や税務書類の作成をします。税務訴訟の補佐人として出廷・陳述します。 ● 会社や個人からの依頼にもとづいて仕事をしています。 	会計監査の専門家 <ul style="list-style-type: none"> ● 企業や団体の会計が法令規則にもとづいて正しく表示されているか、監査を行い、その証明を行います。 ● 主に株式を公開している企業の依頼にもとづいて仕事をしています。
所管：財務省 会員数：80,473人 （税理士法人をふくむ、2022年11月末日現在）	所管：金融庁 会員数：34,620人 （監査法人等をふくむ、2022年11月末日現在）



知っていますか？ 税理士のこと

(5) 税理士になるには



1 どうすれば、税理士になれるのですか？



1 まず国家試験である税理士試験に合格することが必要です。そして税理士事務所などで「租税または会計に関する事務」の実務経験が2年以上あれば、日本税理士会連合会に登録して税理士として仕事をすることができるようになります。

▶1 税理士試験合格者以外にも、試験免除者・弁護士・公認会計士も税理士の登録をすることができます。



2 税理士試験は誰でも受けられるのですか？



A 税理士試験の会計学に属する科目は、誰でも受験することができます。
2 税理士試験の税法に属する科目を受験できる人は、次のいずれかに該当する人となります。

▶2 18歳未満の未成年は、税理士試験を受けることができますが、税理士となる資格を有しません(税理士法第4条)。したがって、税理士になるためには18歳以上の年齢である必要があります。

- ① 法学部、経済学部、商学部、経営学部などの大学又は短期大学を卒業した人
- ② ①以外でも社会科学に属する科目を履修し大学又は短期大学を卒業した人
- ③ 大学3年生以上で社会科学に属する科目を含む62単位以上をすでに履修した人
- ④ 専門学校修了者で社会科学に属する科目を履修した人
- ⑤ 日商簿記検定1級合格者・全経簿記検定上級合格者
- ⑥ 税理士事務所などで会計に関する仕事を2年以上経験した人など



3 試験は年に何回いつごろ行っているのですか？



3 税理士試験は、年1回毎年8月初旬に行われています。なお合格発表は例年11月下旬から12月初旬です。



4 試験の科目などを教えてください。



A 会計学に属する科目2科目(簿記論と財務諸表論)と税法に属する科目9科目(法人税、所得税など)のうち3科目合わせて5科目を合格しなければなりません。ただ、科目合格制をとっていますので、1回の試験で5科目すべて合格しなくてもかまいません。1度合格した科目は一生有効です。

▶3 税法に属する科目は、所得税法・法人税法・相続税法・消費税法または酒税法・国税徴収法・住民税または事業税・固定資産税があります。このうち3科目の合格が必要です。なお、所得税法と法人税法は必ず1科目以上合格しなければなりません。法律学・経済学の大学院で修士号を取得した場合には、一部試験科目の免除を申請することができます。



5 合格者はどのくらいなのですか？



A 各科目の合格率は約12～20%です。令和4年度では、全国で28,853人受験して5科目合格した人は620(うち女性187)人でした。ほとんどの人が数年をかけて合格しています。



6 合格したら、どのような形で仕事ができるのですか？



A 日本税理士会連合会に登録することで「税理士」としての仕事を行うことができます。税務に関する専門家として会社や自営業者と顧問契約をするケースが一般的です。また、税理士が2名以上で「税理士法人」をつくることもでき、一般企業に勤務する人もいます。



考えてみよう



租税は誰のためのもの？…p.5

長い歴史を経て現在、日本国憲法が制定され、主権者は国民であるとうたわれています。形式上は「私たち」のためのものになっているといってもいいでしょう。

さて、あなたは、租税は「私たち」のためのものであると実感できるでしょうか？ 実感できないというのであれば、実質上はまだ「私たち」のためのものになっていないということかもしれません。誰にとっても「私たち」のための租税であるといえる社会にするにはどうすればいいのか考えてみましょう。

それ、税金を使うべき公共サービスですか？…p.6

	公共サービス	民間
①	B	A
②	A	B
③	A	B

税金には、公共サービスの資金という面があります。

では、公共サービスの範囲とは一定なのでしょう。

人により考え方は違ってきます。大きな政府と小さな政府のどちらを望むのでしょうか、あなたの国家像はなんなのでしょうかなど、話をいくらでも膨らませることができるでしょう。税金を考えることは社会全体を考えることに繋がっていくのです。

税金は公共サービスを受けるための会費か？…p.7

税金は「私たち」のためのものだ、という話を耳にすることがあるでしょうが、「私たち」の範囲を考えたことはあるのでしょうか。

設問に例として挙がっている見解は、税金を納めているかどうか「公共サービスを受けることができる私たち」かどうかを切り分ける基準であるかのような見解です。

社会の中で、自助・共助・公助の考え方をどのように使い分けるか、そして税金はどの部分を担うべきなのか、考えてみましょう。

何を考慮して参政権を行使する？…p.11

私たち一人一人が主権者であるということを税金の視点から確認する設問です。

いろいろな意見を尊重しつつも、よりよい社会の実現の

ためにはどうすればいいのか、検討してみましょう。

なお、参政権の行使は、選挙に行くことだけがすべてではありません。立候補など別の方法もあります。

公平な税の集め方とはどのようなものだろうか？…p.12

正解が一つではない設問です。「ある視点からは公平な答え」がいくつも出てくるでしょう。

答えを一つだけしか選べないのか、複数選んでいいのか、どちらだと考えますか。

財政再建に向けて…p.15

身近で分かりやすい部分以外をぜひ一度検討してみてください。議員や公務員の人員や給料の削減、消費税の増税といった意見ではない切り口です。

また、メリットとデメリット両方を意識して考えを構成しましょう。総合的な判断をした結果出した答えは、説得力の厚みが違うことを体感できるでしょう。

新しい税金を考えてみよう…p.19

税金には、人の経済活動を誘導する力があります。税金を課することでよりよい社会にできるのか、考えてみましょう。まず p.9 を参考に、新しい税金を考えていくうえで、誰に課税するか（納税義務者）、何に課税するか（課税物件、課税客体）、といった要素ごとに設定してみましょう。

また、考えを一步深めるのであれば、税金ではない手段はありえないのか、という点も検討するといいいでしょう（p.23 参照）。

どのような所得の分類がいいのか？…p.21

現在の分類方法が10種類であるのは当然理由があります。さらに、申告書の様式が現在のようにも理由があります。今までの積み重ねを確認することも大切ですから、興味がある方は調べてみてください。

一見同じ分類に思えないものでも、切り口によってはまとめることができるのは、深掘りすると面白いでしょう。たとえば、山林所得と退職所得と譲渡所得。長年の積み重ねが一気に実現するという意味で共通しています。

また、これからの社会のあり方を見据えて、よりふさわしい分類方法を考えることも大切です。

譲渡所得に対する公平な課税方法は？…p.21

譲渡所得で稼いだ人には軽い課税がいいのか重い課税がいいのか、一概にはいえません。老人ホーム代に充てるため先祖伝来の土地を売った高齢者。たまたま投資に大勝ち



した若者。背後に見えてくる人間像は様々です。

引用した資料は2010年のものですが、その後の税制改正を紹介しましょう。2013年までは上場株式などに対する譲渡所得課税は所得税住民税合わせて10%でしたが、2014年からは20%になりました。これにより、分離課税が適用される高額所得者の実効税率は増加したというデータがあります。また、少額投資非課税制度（NISA）もより利用しやすいように改正が重ねられています。

人的控除は誰に適用すべきか？…p.23

「控除」は所得税を計算するうえでの算式の一部に過ぎないのか、それとも最低保障や権利として主張できるものなのか。

「高額所得者により負担してもらうことで垂直的公平を実現する」という結論ありきでなく、そこに至る過程が妥当なものなのかも気にする必要があります。

なお配偶者控除、配偶者特別控除の額は以下のとおりです。

配偶者控除の金額

控除額は、控除を受ける納税者本人の合計所得金額、および控除対象配偶者の年齢により次の表のとおりになります。

控除を受ける納税者本人の合計所得金額	控除額	
	一般の控除対象配偶者	老人控除対象配偶者
900万円以下	38万円	48万円
900万円超 950万円以下	26万円	32万円
950万円超 1,000万円以下	13万円	16万円

配偶者特別控除の金額

控除額は、控除を受ける納税者本人のその年における合計所得金額および配偶者の合計所得金額に応じて次の表のようになります。

		控除を受ける納税者本人の合計所得金額		
		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
配偶者の合計所得金額	48万円超 95万円以下	38万円	26万円	13万円
	95万円超 100万円以下	36万円	24万円	12万円
	100万円超 105万円以下	31万円	21万円	11万円
	105万円超 110万円以下	26万円	18万円	9万円
	110万円超 115万円以下	21万円	14万円	7万円
	115万円超 120万円以下	16万円	11万円	6万円
	120万円超 125万円以下	11万円	8万円	4万円
	125万円超 130万円以下	6万円	4万円	2万円
	130万円超 133万円以下	3万円	2万円	1万円

所得の控除か？ 手当の給付か？ 公共サービスの無償化か？…p.23

この設問の選択肢には、いずれも優れている面、劣っている面があります。たとえば、所得の控除は高額所得者に有利にはたらく逆進性が指摘されています。手当の給付は不支給とすべきかどうかの判断が困難です。公立学校の無償化については私立学校との違いが大きくなりすぎないような調整が必要です。

なぜ、現在の日本の制度はこうなっているのか調べてみましょう。そして、よりよい方法はないのか、考えてみましょう。

現在の日本の所得税は公平だろうか？…p.24

所得税全体を俯瞰して、考えたことをまとめてみましょう。それは、「決められていることだからただ従うべきルール」でしょうか。民主主義国家のよいところのひとつは、話し合っってよりよいルールに変えていけるところです。関心を持って取り組んでいくことで、自分自身の意見が形成され、現在のルールが改善すべきものなのかどうか判断することができるようになります。

年末調整って本当に必要？…p.27

問題の所在は、年末調整手続を担うのが給与支払者である点です。所得税は申告納税が原則なので、納税者本人が手続を行わなければならないはずですが。給与支払者に提供すべき個人のプライバシーに関する情報としては、納税者の家族構成や家族の所得、マイナンバーなどがあります。p.29やp.31の設問を検討してから再度考えてみましょう。

なぜ年末調整制度が存在するのか考えたうえで、情報関連技術が発展してきた現代においてもその存在意義はあるのか、それぞれの視点から考えてみましょう。

異なる立場から見るとふるさと納税制度…p.35

ふるさと納税は寄附の一種ですが、自分が居住する地域以外に所得税・住民税の一部を移す効果があります。納税者が、自分で納税先を選べる制度でもあるということです。その意味をどう捉えるかが解答につながってきます。

国については、地方交付税交付金等（p.15参照）で調整していた地方公共団体の財政力との関係についても検討してみるといいでしょう。

グローバル化する社会で法人税の税率は引き下げるべきか？…p.38

税金のあり方をなるべく単純化して考えるとしても、財

源の調達を第一に考えるか、景気の調整を第一に考えるかで、増税か減税か見解が割れることが多いです。この設問は、さらに国際社会との関係も加味して法人課税のあり方を問うものです。

考えるべき多くの要素をあれもこれもと取り入れるとかえって混乱してしまうかもしれません。ある点についてはこれ、他の点についてはこれ、と判断を積み重ねていって、最終的に結論を導くという作業を試みるのも一つの方法です。

法人に課税するのは当たり前?…p.40

どうやって課税するのか、方法を検討する問いではなく、なぜ課税するのか、課税の根拠を考える設問です。

現実問題として、法人税を廃止するという結論を導くのは困難かもしれませんが、理論的に妥当と考えられる根拠を検討することは価値ある学習になるでしょう。

食料品に対する消費税の税率は?…p.43

1. ①ハンガリー・27・18 ②ません ③ません

2. 消費税の逆進性を緩和する方法として、複数税率の導入があります。諸外国では軽減税率やゼロ税率が導入されています。軽減税率を導入すると、食料品に係る税率とその他の品目に係る税率で異なる等、複数の税率が登場することになります。

では、諸外国では、複数税率にどのように対応しているのでしょうか。ここで出てくる方法がインボイス方式です。インボイス方式によれば、各事業者は、自らが売り上げの際に発行したインボイスに記載した税額を集計した売上税額から、仕入れの際に受け取ったインボイスに記載された税額を集計した仕入税額を差し引くだけで納税額を正確に計算することができるからです。

また、諸外国では、電子インボイスの導入が進められています。日本でも、デジタル庁が中心となって導入を推進し始めています。

電子インボイスの導入とは、それまでの紙を前提としたインボイスを単に電子化するというものではありません。業務プロセス自体を見直すことにより、経済活動全体のデジタル化が進むこともねらいなのです。

消費税のかからない取引とは?…p.44

社会政策的配慮などによる非課税を掘り下げていくとどのような結論に達するか、という問いかけです。非課税取引や軽減税率対象取引かどうかを切り分けるには、誰にとってもわかりやすい明確な基準があることが望ましいで

すが、実際その基準を作るとなるとなかなか困難であるという事を体験しましょう。

また、いわゆるぜいたく品に課税する趣旨だった物品税が、広く課税する消費税に切り替わった理由を調べてみると、課税対象を選別することの困難性について興味深い見解を見つけられるでしょう。

配偶者についての諸規定の適用対象者は?…p.46

本設問で取り上げたとおり、家族のかたちは様々です。この問いには、第一に、複雑な現実世界に公平なルールを設定することの困難さを体験するねらいがあります。第二に、時代の変化に伴い、それまでの常識のもとに制定されたルールの妥当性が問われた際、どのように対応していくべきかを考えていただくねらいもあります。

日本国憲法第84条を再確認しつつ、実際にルールを作るまたは変更することがなぜ必要でどんなに難しいことなのか、考えるきっかけにしてください。

公平な相続税の課税方法とは?…p.49

相続税は、他の税目に比較して、議論される金額が大きくなります。よって、少しの改正でも、納税額に大きな差が出るという特色があります。

ここで、議論を深めるために、税に関する法律には5つの大切な要素が定められていることを復習してみましょう(p.9参照)。そして、この5つの要素を踏まえて資料を確認してみましょう。

ここに示されている内容からは「課税標準」と「税率」の変更が中心とみることができそうですが、「課税物件(課税客体)」も大きく変更されています。

つまり、税率の高低を議論する場合には、表面上の税率だけではなく、「課税物件(課税客体)」やそれを金額として評価する「課税標準」にも注目しなくてはなりません。

納付税額÷合計課税価格で計算される「負担割合」は実質的な税率といえるので、こちらを参考に「税率」については議論した方がよいでしょう。

さらに、「合計課税価格」とは何かをよく考える必要もあります。土地や建物は価格が高いので、課税標準となる金額に置き換える方法によって、結果が大きく変わってしまいます。また、課税物件(課税客体)の中には、通常の社会生活では「価格」を考慮することもないものが相続財産となっています。著作権をはじめとする知的財産、市場のない株式などがその代表です。それらをどのように「価格」として表現するかも難しい問題です。



相続税や贈与税を課税する意味…p.51

p.49の設問は、相続税の制度ありきで公平な課税方法を検討するものでした。こちらの設問は、相続税や贈与税自体について、日本の税制の中で存在する意味があるのかを検討するものです。このように複数の税金についてどのような組み合わせが良いのか検討する分野を、タックス・ミックスの議論といたりします。

ここまで学習した税金を振り返りながら考察を進めてみてください。



体験してみよう

選挙権の行使状況は？…p.10

体験してみよう

選挙権の行使状況は？

次の資料は、第49回衆議院議員総選挙（2021年）におけるデータをまとめたものです。

①年代別有権者の割合



②年代別投票率



③年代別投票の際に考慮したことから（※ 若い選挙権者協会公開資料）

	18～29歳 (%)	30～49歳 (%)	50～69歳 (%)	70歳以上 (%)
1 選挙対策	43.9	57.3	59.5	63.9
2 子育て・教育	39.5	51.7	55.7	55.4
3 コロナ対策	34.7	42.5	42.9	46.1
4 医療・介護	25.0	33.5	41.1	43.9
5 雇用対策	21.0	28.6	29.2	27.5
6 年金	17.7	24.0	26.7	24.0
7 財政再建	16.1	19.2	23.4	22.9
8 男女共同参画	15.3	18.2	18.1	21.2
9 消費税	12.9	13.8	16.1	19.7
10 憲法改正	8.9	10.0	17.7	19.5

※男女共同参画は「男女共同参画/ジェンダー平等」を示す。



年代別有権者数の割合と年代別投票率から計算した場合、18～29歳の投票者数は何万人になるでしょうか？

また、70歳以上の投票者数は何万人になるでしょうか？ 投票者数の差も計算してみましょう。

18～29歳 有権者1億561万人×その年代（13.1）%×投票率（37.6）%= [520] 万人
 70歳以上 有権者1億561万人×その年代（26.5）%×投票率（62.0）%= [1,735] 万人
 投票者数の差 [1,215] 万人

（答は万人未満を切り捨て）

日本の財政は？…p.15



体験してみよう

日本の財政は？

p.14 歳出の推移のグラフから傾向を読み取り、文章を完成させましょう。

【社会保障関係費】が大きく増加しているね。少子高齢化が関係しているのかな。

p.14 税目別にみた収税の推移のグラフから傾向を読み取り、文中に当てはまる語をA～Cから選択して、文章を完成させましょう。

A 所得税・法人税 B 消費税 C 相続税

- ① [A・B・C] は安定している収税だ。
 階段のように増えているのは税率が変わったタイミングごとに増えるからなのかな。
 ② [A・B・C] は景気が悪いときには少なくなるね。景気が良くなるが増えていくのかな。
 ③ [A・B・C] も安定している収税だね。でも収税に占める割合としては少ないね。

累進課税の計算方法…p.24

体験してみよう

累進課税の計算方法

累進課税の計算方法として、次の二つの方法があります。

一つは、課税される所得金額が一定の金額を超えるごとに、超えた部分の金額に適用される税率が増加していく、超過累進課税の方法です。もう一つは、課税される所得金額が一定の金額を超えるごとに、すべての所得金額に適用される税率が増加していく、単純累進課税の方法です。

- 1 日本の所得税は、どちらの計算方法を採用しているでしょうか？
 超過累進課税の方法 単純累進課税の方法

2 単純累進課税の方法で、所得税を計算してみましょう。

税率は、課税所得の金額195万円以下は5%、330万円以下は10%であることとします。

- ① 課税される所得金額が190万円の場合 $1,900,000円 \times (5\%) = (95,000)円$
 ② 課税される所得金額が200万円の場合 $2,000,000円 \times (10\%) = (200,000)円$

3 超過累進課税の方法で、所得税を計算してみましょう。

税率は、課税所得の金額195万円以下は5%、330万円以下は10%であることとします。

- ① 課税される所得金額が190万円の場合
 $1,900,000円 \times (5\%) = (95,000)円$
 ② 課税される所得金額が200万円の場合
 $1,950,000円 \times (5\%) + (2,000,000円 - 1,950,000円) \times (10\%) = (102,500)円$
 $= 2,000,000円 \times (10\%) - 1,950,000円 \times (10\%) - (5\%) = (97,500)円$
 … 所得税の速算表と照合してみましょう。

4 上記2・3の場合において、税金を納めたあと手もとに残るお金を計算してみましょう。

課税される所得金額	単純累進課税の場合の残金	超過累進課税の場合の残金
1,900,000円	(1,805,000)円	(1,805,000)円
2,000,000円	(1,800,000)円	(1,897,500)円

給与明細書を読み取ってみよう…p.25



体験してみよう

給与明細書を読み取ってみよう

11月分給与明細書		株式会社 東税商事					
支払日	2022年11月25日						
社員番号	9900-0001						
氏名	日税 一美						
支給	基本給	370,000	25,000	0	20,000	20,000	15,000
	通勤手当	0					450,000
	通算手当						
控除	健康保険	21,582	3,608	40,260	2,250		
	所得税	8,570	18,700				94,970
	住民税						
勤怠	出勤日数	20日	0日				
	次勤日数						355,030

※ 社会保障とは、病気・ケガ、老後の資金不足、失業などの国民生活におけるリスクに備えるための公的保険制度です。

1. 日税さんの「11月分給与」は何円でしょうか？ [450,000] 円
 2. 日税さんの「11月分手取り」は何円でしょうか？ [355,030] 円
 3. 日税さんが11月に負担した社会保障料は何円でしょうか？ [67,700] 円
 4. 日税さんが11月に負担した税金は何円でしょうか？ [27,270] 円

年末調整済み源泉徴収票を読み取ってみよう…p.29

年末調整済みの源泉徴収票を読み取ってみよう
(なお、p.28 源泉徴収票の松本一也さんには、他の所得はありません)

- 松本さんの「年収」は何円でしょうか？ (6,600,000) 円
- 松本さんの「給与所得」は何円でしょうか？ (4,840,000) 円
- 松本さんの所得控除の額の合計額は 2,543,088 円です。
その内訳の計算式を松本さんの源泉徴収票と「表2」所得控除 (p.22) を参照しながら完成させましょう。

社会保険料控除額	(743,088)	円
+ 生命保険料の控除額	(50,000)	円
+ 地震保険料の控除額	(50,000)	円
+ 配偶者(特別)控除額	(210,000)	円
+ 扶養控除額の合計額	(1,010,000)	円
(特定扶養1人(630,000)円+一般扶養1人(380,000)円)		
+ 基礎控除額	(480,000)	円
= 所得控除の額の合計額	2,543,088	円

- 松本さんの年税額 (2.1%の復興特別所得税を含む) は 134,800 円です。
その金額を導くための計算式を松本さんの源泉徴収票と「表3」所得税の速算表 (p.24) を参照しながら完成させましょう。

- 給与所得の金額 (4,840,000) 円 - 所得控除の額 (2,543,088) 円
= 課税所得金額 (2,296,912) 円 → 千円未満切り捨て (2,296,000) 円…A
- A (2,296,000) 円 × 税率 (10) % - 控除額 (97,500) 円
= 所得税額 (132,100) 円…B
- B (132,100) 円 × 102.1% = 復興特別所得税込年税額 (134,874) 円
→ 百円未満切り捨て 134,800 円…源泉徴収税額

確定申告書を作成してみよう…p.31

令和04年度の確定申告書 (F A 2 2 0 2)

納税者 令和04年11月17日 東京都新宿区五軒町1-1-1 中村大輔 学生

収入金額等	1150000	所得金額	1150000
所得控除	600000	課税所得金額	550000
所得税額	55000	納付額合計	55000

※ 収入金額等欄の記入をおこなってください。

ふるさと納税をした場合の所得税・住民税…p.36

体験してみよう ふるさと納税をした場合の所得税・住民税

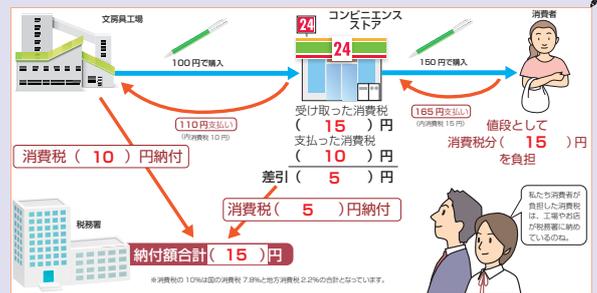
具体例にもとづいて検討してみましょう。
令和4年に鈴木健介さんが所得税を課税される所得金額は、2,475,000円でした。所得税の金額を計算すると、所得税の金額は150,000円になりました。また、住民税の金額を計算すると、住民税の金額は260,000円になりました。

- 所得税の速算表 (p.24 表3) を使って、以下の計算式を完成させましょう。
 $\text{課税所得金額 } 2,475,000 \text{ 円} \times (10) \% - (97,500) \text{ 円} = \text{所得税額 } 150,000 \text{ 円}$
 - 52,000 円のふるさと納税をしていた場合に、確定申告した結果、所得税の金額と住民税の金額がどのように変わるのかについて計算した以下の計算式を完成させましょう。
- ふるさと納税した金額 (52,000) 円 - 2,000 円 (p.22 表2)
= 寄附金控除の金額 (50,000) 円
 - 寄附金控除適用前の課税所得金額 2,475,000 円 - 寄附金控除の金額 (50,000) 円
= 寄附金控除適用後の課税所得金額 (2,425,000) 円…A
 - A (2,425,000) 円 × (10) % - (97,500) 円 = 所得税額 145,000 円
 - 150,000 円 - 145,000 円
= ふるさと納税をしたことによって減少した所得税額 (5,000) 円…B
 - ふるさと納税した金額 (52,000) 円 - 2,000 円 - B (5,000) 円
= ふるさと納税をしたことによって減少する住民税額 (45,000) 円…C
 - ふるさと納税しなかった場合の住民税額 260,000 円 - C (45,000) 円
= ふるさと納税をした場合の住民税額 215,000 円

消費税のしくみ…p.42

体験してみよう 消費税のしくみ

次の図では、文房具工場がコンビニエンスストアにボールペンを消費税込み110円で販売し、コンビニエンスストアが消費者に消費税込み165円で販売し、消費者が消費税分15円を負担しています。



相続税の計算…p.48

体験してみよう 相続税の計算

死亡した人の遺産の額 (正味の遺産額) の合計が1億4,800万円、相続人が妻・長女・長男の3人でした。妻が遺産の2分の1にあたる7,400万円、長女・長男とも遺産の4分の1にあたる3,700万円を相続することになりました。実際に納める相続税の金額について計算した以下の計算式を完成させましょう。

- p.45 A3 を参照しながら、基礎控除額を計算しましょう。
 $3,000 \text{ 万円} + 600 \text{ 万円} \times \text{法定相続人 (3) 人} = (4,800 \text{ 万円}) \text{ 円} \dots A$
- 課税される遺産総額は、正味の遺産額から基礎控除額を差し引いた金額です。
 $1 \text{ 億 } 4,800 \text{ 万円} - A (4,800 \text{ 万円}) \text{ 円} = (1 \text{ 億}) \text{ 円} \dots B$
- 課税される遺産総額を法定相続分 (p.45 A4 を参照してください。) であん分します。
なお、同じ立場の法定相続人は、法定相続分をさらに同じ立場にいる人数で等分します。この設例では長女・長男の二人が同じ「子」という立場ですので、子の法定相続分をさらに2分の1ずつ分け合います。
妻 B (1億) 円 × (1/2) = (5,000 万円) 円 ……C
長女・長男 B (1億) 円 × (1/2) × (1/2) = (2,500 万円) 円…D
- 相続税の速算表を用いて相続税額を計算します。
妻 C (5,000 万円) 円 × (20) % - (200 万円) 円 = (800 万円) 円…E
長女・長男 D (2,500 万円) 円 × (15) % - (50 万円) 円 = (325 万円) 円…F
- 相続税の総額は (1,450 万円) 円です。…G
妻 E (800 万円) 円 + 長女 F (325 万円) 円 + 長男 F (325 万円) 円の合計です。
- 相続税の総額を実際に分けた額で按分した金額が実際の納税額です。
妻 G (1,450 万円) 円 × 7,400 万円 ÷ 1 億 4,800 万円 = (725 万円) 円
→ ※ 配偶者の税額軽減制度により、納税額は0円になります。
長女・長男 G (1,450 万円) 円 × 3,700 万円 ÷ 1 億 4,800 万円 = (362 万 5 千) 円

東京税理士会納税者支援センター

東京税理士会成年後見支援センター

開設時間

午前 10 時～午後 4 時
(受付は午後 3 時 30 分まで)
(正午から午後 1 時まで休憩)

休業日

土・日・祝日及び
夏期、年末年始等

相談方法

面接または電話による相談
相談専用電話 03-3356-7137

開設時間

午前 10 時～午後 1 時
(受付は午後 0 時 30 分まで)

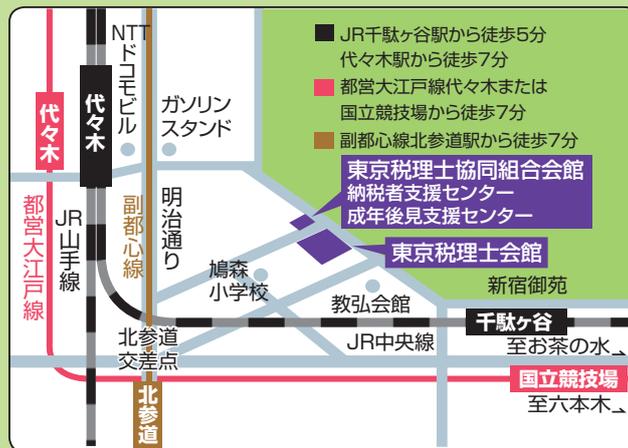
休業日

土・日・祝日及び
夏期、年末年始等

相談方法

面接または電話による相談
相談専用電話 03-3356-4421

〒 151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷 5-11-1
(東京税理士協同組合会館内)



東京税理士会ホームページ
<http://www.tokyozeirishikai.or.jp/>



(高等学校学習指導要領準拠)

知っておきたい税のはなし

平成 16 年 12 月 初 版 発 行
令和 5 年 4 月 令和 5 年度版発行

編 集 東京税理士会 租税教育推進部
発 行 東京税理士会

〒 151-8568 東京都渋谷区千駄ヶ谷 5-10-6
TEL 03-3356-4461 FAX 03-3356-4469
<http://www.tokyozeirishikai.or.jp/>

編集協力・印刷 株式会社 清水書院

(本冊子は再生紙を使用しています)